

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

25

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化

提案団体

宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県

制度の所管・関係府省

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

- ・時効取得手続きの簡素化
- ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化
- ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化

具体的な支障事例

国が戦後の農地解放で自作農創設特別措置法により農地を買収した際、特例により簡易な登記(欄外登記)を行っていたが、法務局が欄外登記を看過して旧所有者からの登記申請を受け付け、二重登記となつた事例が発生している。私人による登記を消除し二重登記を解消するには、関係者全員から当該登記を消除することについての承諾書を徴集する必要があるが、その事務は法務局民事行政部長通知により県が行うことになっている。しかしながら、複数回二重登記が看過された場合は相続等により関係者が多数に上り、また、法務局の過失が要因にあることから関係者の理解を得られず、承諾を得られない場合が多い。二重登記の名義人から時効取得の申出があった場合は、自作農財産紛争処理等連絡協議会に諮る必要があるが、不定期開催のため迅速な解決が難しい。また、当該協議会で時効取得を主張する際に、根拠資料として、昭和時代の資料が必要となるため、その収集が占有者にとって困難なものとなっている。現在、県営土地改良事業区域内で発見されており、事業の進捗に影響している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公共事業をはじめとする土地取引の円滑化、住民の負担軽減、都道府県における事務負担軽減。

根拠法令等

自作農創設特別措置登記令第10条第1項、同令施行細則第4条、法務局民事行政部長通知(平成2年5月11日付け登記第339号)、農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令第33号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、茨城県、鳥取県、愛媛県

○当県でも、自作農財産創設措置法に基づく買収地である旨の欄外登記(耳登記)を法務局が見落とし、買収後に旧所有者から前所有者に相続登記されたが、近年になり更にその息子が相続しようとした際に、法務局が

欄外登記を理由に所有権移転登記を受け付けない事例がある。

○事故物件の関係者等から相当数の相談がある。発生要因は法務局の見逃しにあるにもかかわらず、処理は県に委ねられ、県には過重な負担となっている。

提案の実現により、二重登記名義人の立場の安定化と都道府県の事務負担軽減が図られるとともに、法務局も参画することによる処理の進捗が期待できる。

○現在、不法占有等において案件を一つ一つ解消していくとする場合、その事案に対しての人や時間等も含めた労力が多大に消費され思ったような成果が上がらず、問題の解消に至るまでに数年～数十年要する事案が確認されている。また、平成20年代後半から現在にかけて新規発見された自作農財産においては、発見時に20年をすでに経過し占有者が時効を援用すれば所有権を移転できると考えられる土地も散見されている。

各府省からの第1次回答

国有農地について時効取得の主張がされた場合には、自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「自紛」という。)を開催し、自紛で時効取得が認められたときは、その判断内容に基づいて国が所有権の移転の登記等の嘱託をする。自紛の開催については、柔軟な開催を促す観点から、出席者を、付議事案の所在地を管轄する法務局、農政局及び都道府県の委員のみ(それまでは、管轄する法務局と農政局の管内全ての都道府県等が出席)で足りることを内容とする通知の改正を平成31年3月に行ったところ。

その上で、自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続については、迅速かつ円滑な処理を図る観点からその実態を調査する。

他方、自紛で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化については、被買収者からの所有権の移転の登記等が記録されている以上、登記権利者となった者の十分な手続保障の下での関与がないまま、登記官の職権においてこれらの者の登記上の利益を奪うこととなる制度の創設は許されないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第一次回答で示されている出席対象者の縮小など、一定の改善が認められるが、時効取得の主張があつた場合の協議会開催に係る期間が定められていないなどの問題もあることから、引き続き運用の改善を求める。自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続に係る実態調査は、関係府省において地方農政局・地方法務局・都道府県等に対して速やかに実施し、その結果を有意義な議論の材料としていただきたい。

また、登記官による登記の職権消除に関しては、

- ① そもそも、二重登記名義人(以下「名義人」という。)が備えた所有権移転の登記は、一物一権主義に照らし合わせると法的に無効なものであると解される。よって、当該登記に「登記上の利益」があるとは考えにくい。
- ② 通常、法務局においては、所有権の登記申請時に、登記原因を証する情報として売買契約書等の提出を求めるなど一定の実態的判断をしており、その結果、所有権の取得が認められない場合は、不動産登記法(以下「法」という。)第25条に基づき申請の却下をし、適正な権利の所在を公示している。

一方、本件においては、法務局をメンバーに含む協議会において、登記申請時同様若しくはそれ以上の判断材料を用いて実態的な判断をして、名義人に時効取得を認めず、所有権がないとしたにも関わらず、名義人に所有権があると公示し続けるのは法務局における適正な事務として矛盾している。

協議会による十分な検討をした結果、時効取得を認められない場合に、名義人に所有権があるとする誤った登記を公示し続けることは、公示を信じて取引等をする者の信頼利益の保護の観点からも好ましくなく、法の目的にも反する。

そもそも、二重登記の状態を出現させたことについて、都道府県に責任はない上、現実的に登記を抹消するための承諾書を都道府県が収集することは困難である。二重登記を看過した法務局の責任において職権消除するよう、前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○自作農財産紛争処理等連絡協議会（以下「自紛」という。）の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する基準、都道府県が時効完成と判断したが自紛への付議に至らなかつた案件・件数等について、必要最小限度で早急に調査した上で、その結果を踏まえ、迅速かつ円滑な処理を図る観点から、自紛に係る制度及び運用の見直しについて検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○法務局の欄外登記看過による二重登記について、都道府県に承諾書の徵収事務を負担させる運用は、不合理である。したがつてそのような場合に、原因者である法務局が責任をもつて二重登記を解消することについて、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

近年、自作農財産紛争処理等連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催した地方農政局及び都道府県に対し、時効取得事案の処理の実態調査を実施中である。調査結果を踏まえ迅速な事案処理を行う観点から、①事案に係る地方農政局、法務局及び都道府県の3者による事前調整を行う仕組み、②①の事前調整に当たり、都道府県が提出する必要がある書類の範囲の明確化、③協議会の開催の進め方について検討する。なお、第三者が買受勧奨に応じず、かつ、事前打合せや協議会において時効取得が認められない案件は、当該土地の所有権の帰属に争いがあり、裁判によって解決するほかないものであることから、都道府県に対し、登記の嘱託のための承諾書の取得に係る事務を求めないこととして、都道府県の事務負担の問題は解消されるものと考える。

この場合において、協議会における手続に訴訟と同様の手続保障や法的な効力が認められない以上、登記官の職権においてこれらの者の登記上の利益を奪うこととなる法務局における職権消除の義務化のような制度の創設は困難であり（最判昭和37年1月23日民集第16巻第1号110頁）、国が第三者を被告とする抹消登記手続請求訴訟の提起をすることで解決が図られるべきである。

令和2年の方針に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

（7）農地法（昭27法229）

（iii）国有農地の占有者から取得時効の完成を主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営については、迅速な処理及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」（昭51農林省構造改善局長）及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」（昭51農林省構造改善局長）を改正し、以下の措置を講ずる。

・占有者から時効取得の申出を受け付けた場合は、速やかに法務局又は地方法務局、地方農政局及び都道府県の3者で事前調整を行うこととする。

・事前調整において取得時効の完成について検討した結果、協議会に付議しないと判断した場合は、地方農政局は申出者に対して、書面によりその理由を通知することとする。

・申出者が提出する書類及び都道府県が準備する書類については、取得時効の完成を証明するための必要最小限のものとし、明確化する。

・協議会は、定期的に開催することとする。

[措置済み（令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知）]

（iv）自作農創設特別措置法に基づく買収による登記が看過され、占有者等への所有権の移転の登記（以下「二重登記」という。）がされた国有農地については、以下の措置を講ずる。

・占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知する。

・二重登記に関し占有者等への売払いや協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知する。

[措置済み（令和2年12月4日付け法務省民事局民事第二課事務連絡、令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知）]

（関係府省：法務省）

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

76

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し

提案団体

福岡県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地区域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。

また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水大臣が積極的にその旨を認めてほしい。

具体的な支障事例

農業振興地域内の農用地区域からの除外については、法令において「工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地である」ことが要件の一つとなっており、農業振興地域制度に関するガイドライン第16－2－(3)－⑤においては、「『工事が完了した年度』とは、事業の効果が全体的に発現するのは事業全体が完了する時点であること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、工事完了公告における工事完了の日の属する年度と解されること」とされている。

河川の両岸に跨る土地改良事業において、左岸側は平成21年度に完了していたにもかかわらず、右岸側は広域であり、かつ地盤沈下対策があったことなどから、完了が平成30年度になったため、左岸側についても、平成30年度から8年間は農用地区域からの除外が一律に出来ないこととなった。

一方で、左岸側については、九州農政局長より平成21年11月に「工事の完了予定の通知」を受けるとともに、平成22年1月には土地改良法施行令第52条の2に基づく、「負担金の支払い期間の始期の指定」通知を受け、平成22年度から同事業に係る負担金の支払いを開始している。

このことは、地方農政局としても事業効果の発現は認めていた証左であると考えられる(土地改良法施行令第52条の2第4項第1号でも、「地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生した」等と認められる場合の負担金の支払い始期が規定されている)。事業効果の発現が、農用地区域からの除外に係る起算点として認められない現行制度は均衡がとれていないものと考える。

また、国営土地改良事業に係る特別徴収金については、当該事業の受益地が事業完了後8年を経過する日までの間に目的外用途に転用された場合に徴収できることとされているが、この場合の8年間の起算日については、当該事業の工事の完了につき「公告があつた日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)」とされている。

特別徴収金制度と同様に、農林水産大臣が、当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めた一部の地域については、農用地区域からの除外に係る8年要件の起算点をその認めた年度の翌年度の初日とすることを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業効果が発現した土地については農林水産大臣が積極的にその旨を認め、8年要件の起算点をその翌年度の初日とすることで、土地の効率的な利用が可能となり、地域の実情に応じた開発等に資する。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条、農業振興地域制度に関するガイドライン第16条（農業振興地域整備計画の変更）－2(3)－⑤

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

愛媛県、久留米市

○ネットワーク型のコンパクトな都市づくりに取り組む中で、位置的ポテンシャルの高い鉄道駅周辺への都市機能とそれを支える人口の維持・誘導を目指している。しかしながら、当市も事業対象となっている土地改良事業は、50年の事業期間を有しており、その事業地は2県にまたがる膨大な面積となっている。地区全体における工事完了公告から8年経過するには、今後50年以上を必要としており、営農者も含めた市全域での持続可能な都市づくりの展開に支障をきたしている。そのため、地域の実情に応じ部分完了をもって工事の完了の日と解釈できるなど、弾力的な解釈を要望する。

各府省からの第1次回答

農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外する場合の要件については、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から、土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることとしている。

この場合において、「工事が完了した年度」については、事業の効果が全体的に発現していること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて「工事完了公告における工事完了日の属する年度」としている。

しかしながら、工事の完了公告前であっても、その工事の一部が完了している一定の地域について、事業の完了によって得られる効果の全てが発現していると農林水産大臣が認める場合は、これを「工事が完了した」と解することに支障がないことから、当該一定の地域について、事業の完了によって得られる効用の全てが発生したと農林水産大臣が認める時点も「工事が完了した年度」と取り扱うよう、農業振興地域制度に関するガイドライン改正を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成22年度に農林水産大臣が、効果の全てが発現したと認めた本件の地域について、改正後のガイドラインの要件を満たすものとしていただきたい。

また、ガイドライン改正時期についても、お示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、ガイドラインの改正を速やかに行うように求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

一部の地域に係る負担金の支払期間の始期を決定した年度など、どのような場合に「工事が完了した年度」に該当するか明確になるよう、早急にガイドラインを改正いただきたい。

各府省からの第2次回答

ガイドラインを改正し、工事の完了公告前であっても、土地改良事業等の施行区域内にある一部の土地につき、当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと国が認める場合は、これを「工事が完了した」と解し、国がその旨を公表することを規定することとしたい。
なお、ガイドラインの改正は、令和2年中を予定している。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(12) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

(ii) 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。

・農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更(13条2項)については、当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地(10条3項2号)に該当する場合、当該事業の「工事が完了した」年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが必要である(施行令9条)ところ、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を都道府県に通知した場合には、当該土地の一部については、当該通知において利益の全てが発生したと認める日を含む年度に「工事が完了した」ととする。

[措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

84

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件緩和

提案団体

鹿児島県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30 パーセント」とある部分については「50 パーセント」と、「400 万円」とある部分については「1000 万円」と改正することを求める。

【土地改良事業関係補助金交付要綱】

- ・第9の1(1)ア(ア)、(イ)a 及び(2)ウ(ア)、第9の3(2)ア、第9の6(1)、第9の8(1)イ

【農地防災事業等補助金交付要綱】

- ・第8(1)ア(ア)及び(イ)a、(2)ウ(ア)

具体的な支障事例

土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金については、国(地方農政局)に対して当初申請し承認を得た内容から、地区における経費の配分や事業量の変更が生ずる場合には、「軽微な変更」を除き、改めて変更の申請・承認を得なければならないこととされている。

土地改良事業関係補助金交付要綱第9及び農地防災事業等補助金交付要綱第8においては、各補助金における「軽微な変更」の要件が定められているが、現行の要件基づくと、大半の案件が「軽微な変更」に該当せず、地方農政局への変更申請が必要となっている。(本県においては、令和元年当初予算分の土地改良関係事業については交付申請が 141 件だったのに対し変更申請が 94 件、農地防災事業等については交付申請が 54 件だったのに対し変更申請が 25 件と、全体の申請のうち6割程度が変更申請となっている。)

本県は他の都道府県に比べて台風の被害が発生しやすく、補修工事等を行う頻度が多いが、補修工事を行うためには、補助金の変更申請が必要となる。

補助金の変更申請を行ってから承認を得るまでには約2週間かかっており、補修工事等のような緊急性のあるものについても、機動的に対応できていないのが現状である。

近年の自然災害が多発する状況下において、農政局への変更申請等に要する時間が迅速な補修工事等の災害対応の支障となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地区における経費の配分や事業量の変更を補助事業者の裁量に任せることで、補修工事等の自然災害への対応等を迅速に行うことができる。

なお、本県における令和元年度の協議実績に基づき、今回求める制度改正による効果を試算したところ、3分の1程度の変更申請が不要になるとの結論が得られた。

根拠法令等

農林水産業関係補助金等交付規則第3条第1号イ及びロ

土地改良事業関係補助金交付要綱第6、第9
農地防災事業等補助金交付要綱第8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、福島県、前橋市、豊田市、長崎県、熊本市、宮崎市

○提案事項は、都道府県が行う事業（都道府県営）に係る内容であることから、当市においては支障事例はない。しかしながら、支障事例に記載のとおり近年の自然災害が多発する状況において、緊急性を要するものに関しては機動的に対応できないことから、団体が行う事業（団体営）も含めて制度改正が望まれる。

○当初申請し承認を得た内容で事業を進めていくが、様々な要因で内容を変更していく必要が生じている。「軽微な変更」の範囲内で収まることは少なく、変更申請が必要になるが、申請から承認までのタイムラグがあるため、緊急を要するものに対応ができない場合がある。そのため、「軽微な変更」の範囲をもう少し補助事業者の裁量に任せていただければ、現場もスムーズに進めることができると思われる。

○土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件が緩和されれば、変更手続が不要となるケースが増え、緊急時等において迅速な対応が可能になると考える。

○当県においても当該年度の事業計画見直しに伴う事業量変更、地区間での予算流用や国からの追加割当等に伴い、「軽微な変更」では処理できない事案は毎年、複数発生しており、その都度、変更申請を行っている状況である。

各府省からの第1次回答

土地改良事業関係等の補助金については、国が事業毎の予算を配分して事業量や進捗を把握し、補助目的が確実に達成されるよう確認を行う必要があることから、変更承認申請の手続を定めていることを御理解いただきたい。

なお、変更承認申請が必要となる要件については、近年の事業実施状況の変化を確認しつつ、一定程度の緩和を行うことが可能かどうか検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

近年の自然災害が多発する状況下において、迅速な補修工事等の災害対応が必要であるが、農政局への変更申請等に要する時間が支障となっていることから、こうした実情も踏まえて出来る限り速やかにご検討いただき、要綱を改正するよう調整いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金の各交付要綱において、変更承認申請を必要としている要件については、近年の事業実施状況の変化を踏まえ、一定程度の緩和を行うこととしたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(15) 土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金

「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

85

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

経営体育成促進換地等調整事業(農業競争力強化農地整備事業)における事業の実施時期の見直し

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

経営体育成促進換地等調整事業(農業競争力強化農地整備事業)は、農地整備事業等(以下「ハード事業」)の実施予定地区において、農用地利用状況等の調査や関係者間の合意形成、換地設計基準の作成等の費用に対する農林水産省の補助事業である。

当該事業について、ハード事業採択前の前年度又は前々年度という事業の実施時期(交付対象の期間)の限定を緩和し、実施計画策定事業(農業競争力強化農地整備事業)と同様に、地域の実態に即した任意の1~2年間で実施できることとしていただきたい。

具体的な支障事例

当該事業は、地元(市町村や土地改良区など)が取り組む換地調整に要する期間のうち、特に事業費が必要となる期間と、交付対象とする期間が一致していない場合がある。また、ハード事業採択の前年度には国のヒアリングが開始されることを踏まえれば、それまでに事業計画が完成している必要があり、当該事業を活用できる期間はより限定される。

当県では、ハード事業採択の3、4年前から、当該事業の補助対象である地元との調整を行っている地区が多くある。例えば、地域の総意による農業振興を図るという観点から、現場としては、当該事業についての同意を100%取得することを目標に事業を進めている。そのため合意形成等が困難な土地は除外を行うなど、地区境界の再設定や計画の再検討が必要になることから、換地等調整には多くの時間が掛かっている。

(スケジュールの例)

- ①事業採択4年前: 地区内農地等状況調査等(約 480 万円)
- ②事業採択3年前: 地区内農地等状況調査、地区内アンケート調査等(約 230 万円)
- ③事業採択2年前: 地区内農地等状況調査等(約 200 万円)
- ④事業採択前年: 合意形成促進、地域営農構想作成等(約 40 万円)

このような地域の実情により早期の事業着手が必要な状況があるにもかかわらず、現在の仕組みは、当該事業を可能な限り前々年度から実施しようとするインセンティブが働く仕組みになっており、地域の実態に即した事業実施ができないことが支障となっている。

なお、要領別紙2第3事業の対象地区では、実施計画策定事業と当該事業どちらも「農地整備事業等の実施が予定されている地区」となっており、当県では、農林水産省に採択申請を提出する前に、県の計画審査会により事業化の妥当性を審査していることから、当該事業実施時点で、ハード事業の実施見込みについては一定の担保がなされているものである。

以上のことより、都道府県がハード事業実施の見込みを担保することも可能であるため、地域の実態に即した任意の1~2年間で実施できることとしていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本事業の各メニューを効果的に実施することで、国の施策に沿ったハード事業が実施されやすくなり、農地の集積集約化や担い手の確保に資する。
また、適切な事業計画の策定により、ハード事業の事業主体となる都道府県の行政コストの削減や事業実施の効率化等の効果が期待できる。

根拠法令等

農業競争力強化農地整備事業実施要領
経営体育成促進換地等調整事業実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、新潟県、浜松市、京都市、たつの市、徳島県、熊本市

○支障事例に記載のとおり、農地整備事業の実施に際しては事業採択前年度までに事業計画策定業務を終えておく必要があることから、当市においては換地等調整、営農計画策定、促進計画策定等の調査・調整事業に5年程度前から着手している。よって、当該事業実施に関しては市単独予算事業により実施している状況。提案内容のとおり、地域の実態に即した任意の1～2年間で実施することで、事業実施の効率化が期待できる。

○ハード事業採択の前年度には国のヒアリングが行われる（＝事業計画が完成している必要がある）が、換地等調整事業が完了していないため、実際の農地の状況が正しく反映されないまま事業計画が作成される場合がある。

○ハード事業採択見込みであれば、実施計画策定事業（農業競争力強化農地整備事業）と同様に、地域の要望等実態に即した任意の1～2年間で実施できることとしていただきたい。

各府省からの第1次回答

換地等調整（経営体育成促進換地等調整事業）については、事業の予定区域が定まった後において適用されるものであり、その内容は換地計画を策定するための基準となる「換地設計基準」の作成であることから、実施時期を事業採択年度の前年度又は前々年度としている。

なお、単なる地元との合意形成や事業参加の意向確認を行うための調査ではないことを申し添える。

御提案の内容については、今後現場における実情を調査させていただきたいと考えているので、御協力をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

換地等調整（経営体育成促進換地等調整事業）は、換地計画を必要とする土地改良事業実施予定地区において、地区内の農用地利用の状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を作成するものであるが、本県では、関係農家の意向等の把握や合意形成に多くの時間を要するため、事業の予定区域を定めた後、経営体育成促進換地等調整事業実施要領の4に掲げる業務を事業採択の3年以上前から実施している。

各実施主体、各実施予定地区において取り組むスケジュール等の実情が異なると思料されることから、現場における実情の把握のため、早急に全国的な調査を行った上で、本事業の実施目的が実現できるように、地域の実態に即した任意の期間で実施できるよう制度改正をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、提案団体及び追加共同提案団体に対して実態調査を行っているところであり、その結果を踏まえて検討することとしたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(13) 農業競争力強化整備事業

農業競争力強化整備事業のうち、経営体育成促進換地等調整事業については、当該事業の予定地区において実施する土地改良事業が採択される前年度又は前々年度から実施することに限られているが、地域の実情に応じた時期に実施することを可能とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

都道府県が管理する国有農地の農耕貸付及び売払い時の農家要件の緩和

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

都道府県が管理する国有農地については、農地法第3条2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当する者であっても、農地としての国有財産に限り、貸付け及び売払いを可能としてほしい。

具体的な支障事例

①農耕貸付

都道府県が管理している国有農地において、新規に農地として貸付けを行うには、その土地が既に入札にかけられ不調となった土地で、かつ、借受け希望者が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が 50 アール以上等であることが求められるため、耕作に意欲のある一般の方からの借受け希望があっても貸付けができない場合がある。一方で借受者からの解約希望には対応しているため、結果的に、耕作放棄地が年々増え、県における維持管理費も増大している状況にある。また、不法耕作が行われていても、新規貸付ができないため、不法耕作や転用を解消できない状況にある。

②売払い

同様に、農地として売払う場合には、買受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が 50 アール以上等であることが求められるが、それ以外の農地取得希望者に売払いできないため、国有農地の早期処分に支障をきたしており、県における維持管理等に係る事務負担が生じている。

域内の耕作状況を調査したところでは、農耕借受者のうち 30% 以上が借受農地の取得を希望している。例えば、長年にわたって当該土地を適切に耕作していた者から借受地の取得希望があっても、要件を満たさない場合には売払うことができずに、住民からは不満が出ている。

また、農耕貸付を受けながら、借受地に不法工作物を設置する等の無断転用した者については、既往使用料を徴収後、転用貸付を行い、売払うことが可能であるにもかかわらず、農地として耕作してきた者に売払う場合には、上記の要件が求められているため、県民からは不公平との声が上がっているところ、不法占用を増長し、非農業利用の売払いを助長する仕組みとなっているのではないかと考える。

売却後の継続的農業地利用を担保するためであれば、取得後一定期間は転用を禁止する等地域の実情に合わせた条件を設けることで足り、合計 50 アール以上の要件等の一連の規制は不要ではないかと考える。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国有農地について農地としての貸付又は売払いを円滑に行うことが可能となることで、小規模であるが貴重な農地の有効活用が図られ、耕作放棄地の減少、管理費用の削減となる。

なお、自家用農作物生産のための農地であっても、農地として保持することが環境面、国土資源という観点からも有効と考えられる。

根拠法令等

農地法第3条第2項第5号、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第1項、平成21年改正法施行後にお効力を有することとされた旧農地法附則第8条第1項、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされている同法改正前の農地法第44条の3第1項第1号口、平成21年改正法施行後にお効力を有することとされた旧農地法附則第8条、農地法施行令第30条、農地法施行規則第89条、農地法等の一部を改正する法律附則に係る処理基準第6の2の(2)、農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領第6の1

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、長野県、三重県、奈良県、鳥取県

○当県でも、①農耕貸付については、管理耕起を依頼している相手方に、直ちに農耕貸付できない事案があるほか、②農業利用目的売払いについても、土地改良事業（基盤整備事業）によって従前の耕作者の隣接地に換地された国有農地の一部が、当該耕作者に買受適格がないため、売払いの見通しが立っていない。

○農耕借受者から国有農地の買受け希望（農地売り）があるにもかかわらず、当該借受者が3条要件を満たさないことを理由に処分に苦慮している事例は多々あるため（農耕貸付地101件中、借受者が農地として取得を希望している事例は20件）、3条要件を例外的に緩和することで、処分の迅速化につながるものと考える。

○①農耕貸付については、当県においても、借受人が高齢化し、農耕貸付を解約する事例が毎年1～2件ある。解約された土地については、県で管理することとなるが、草刈り等の管理費用が年々増加しており、対応に苦慮している。今後さらに解約される土地が増加することが見込まれることから、柔軟な貸付けを行うことを含め多様な管理方法の検討が必要である。

②売払いについても当県において、農耕借受者から買受の申し出があるものの、農地法上の買受要件を満たさないことから、売払いできず、解約となった事例がある。特に国有農地については、当時小作人であっても経営面積が基準以下であったり、将来市街化の進展が予想された土地は売払保留されたため、農耕借受者（当時の小作人）としては本来であれば自身に売渡しされるべき土地であったという認識が強い。提案県の意見と同様に取得後一定期間は転用を禁止する等地域の実情に合わせた条件を設けたうえで、農耕貸付者に売払いが可能な制度改正が必要である。

○当県においても、借受者との解約が進んでおり、これまで借受者が担ってきた国有農地の管理について、県が市町村にお願いして草刈り等を行っているものの、対象地の増加に伴って人的・金銭的コストが増大している。なお、国有農地の借受者は、買受希望があっても下限面積を満たしていないために、売渡しを受けることができない場合が多い。

○現在のところ具体的な事例は生じていないが、取得希望者に対する対応はタイミングが重要であることから、迅速な対応が望まれる。

○当県が管理する国有農地で農耕貸付地はいずれも狭小で耕作条件が良くない物件がほとんどである。借受者から農耕貸付地の取得希望があるものの、借受者が農地法第3条第2項に定める下限面積要件を満たすことができずに処分できなくなっている事例があることから、国有農地の処分を迅速に進めるため、農耕借受者への貸付地の売渡しについては農地法第3条第2項第5号の適用除外が必要と考える。

各府省からの第1次回答

国有農地の耕作目的の貸付地（農耕貸付地）は、買収当時からの小作地が大部分であり、これは、経営規模が零細であることから、小作人への売渡しが保留され、貸付けが継続されたことによるものである。

一方で、新規の貸付け等は、農地法第3条第2項第5号の要件を満たす者に対し行われてきたところである。

農地法に基づく農地の権利取得における下限面積の要件（取得後の農地面積の合計が50アール以上等）については、農地が生産性の高い農業経営によって効率的に利用されることを目的としており、上記の経緯も踏まえると国有農地のみこの要件を不要とするることは困難である。

なお、農地法第3条第2項第5号の要件については、農地法施行規則第17条により、農業委員会が地域の実情に応じて適当と認められる面積に引き下げるができるよう措置しているところであり、これにより、国有農地等についても、耕作に意欲のある者に新規の貸付けや売払いができるものと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国有農地等については一般農地と異なり早期処分を求められている中で、一般農地と同様の要件を設けて処

分の促進を妨げていることは、国の施策としての統一性が図られていないといえる。

現在残っている国有農地等は、県内に散在し、ほとんどが面積が極小のため、一定規模の経営を実現しようとする者からの利用希望は望めない。そのため、長期にわたり適正に耕作してきた農耕借受者等に売払いを行わないとすると、今後も長期にわたり国有農地の処分はできることとなる。

また、無断転用等により下限面積要件なく農地取得が可能な状況に対し、適正な農地利用をしてきた者から不公平との声も上がっており、国に対する不信感につながりかねないことからも、早期処分促進に向けて要件緩和を求める。

下限面積要件を農業委員会が設定することが可能であるとしても、本県での農耕貸付面積は1筆1アール未満のものが相当数ある。

10アール未満の面積設定にあたっては、遊休農地等が相当程度存在し、小規模農家の増加により周辺農地の効率的利用に支障を生ずるおそれがない区域に限って、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定できることとなっている。国有農地の売払いのためだけに、下限面積要件の引き下げを設定することは現実的に難しい。

加えて、極小な単位で面積設定をすることは、当該区域の農業委員会に別段の面積を定めるための調査、周辺農業者の意向確認、公示等煩雑かつ膨大な事務を強いるもので不適切である。

本来であれば、国で管理すべきものでありながら、都道府県に対して国有農地等の管理業務を強いており、かつ戦後70年以上経過し、未だ早期処分が実現されていない状況を踏まえて、現行制度による農業振興の側面だけでなく、財産処分の視点から、早急に見直していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各地域の実情に応じ、農業委員会が下限面積の要件として設定できる別段の面積の実態（別段の面積の規模別の状況、設定に要する手続的負担等）について必要最小限度で早急に調査した上で、現行制度の別段の面積の設定では提案団体等の支障が十分には解消できないことが確認された場合には、戦後70年が経過する中で、いつまでも都道府県に国有農地等の管理を行わせることがないよう、国有農地等の早期処分の実現に向けて、国有農地等に関する下限面積要件の見直しを検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

国有農地の一筆単位の管理規模や立地状況等を把握・整理した上で、下限面積要件により売払い等が困難であると認められる場合には、国有農地に限り、下限面積要件を適用しないことを検討する。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(7)農地法(昭27法229)

(ii)都道府県が管理事務の一部を行う国有農地（農地法等の一部を改正する法律（平21法57）附則8条1項）については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。

・農業上の利用のために国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の要件のうち下限面積要件（施行規則91条及び95条）については、令和2年度中に省令を改正し、廃止する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

89

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮

提案団体

三重県、宮城県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

都道府県が管理する国有農地等について、迅速な処分が可能となるよう、旧所有者等への優先売払いに係る公告期間(6ヶ月)の短縮を求める。

具体的な支障事例

国有農地等の処分について、国においては令和 11(2030) 年度末までに「売却不能な国有農地等をゼロ」とする目標を掲げており、管理事務を担う本県においても処分の促進が可能となるよう努めているが、手続きの煩雑さ等から処分件数は年間 20 件ほどにとどまっており、現時点で判明している本県の自作農財産筆数約 2,000 筆(約 90ha)について、事業が完了するには多大な時間を要することとなっている。

国有農地等の処分にあたっては、買収前の所有者又はその承継人に売り払うことが原則とされている。それ以外の者に売払う場合には、旧農地法施行令第 17 条に基づき、公告した日から起算して 6ヶ月以内に旧所有者等から買受けの申込みがない場合等の条件を満たす必要があるが、近年では、本県において旧所有者への売払いを行った事例はなく、すでに戦後 70 年以上経過しており、6ヶ月もの公告期間を確保する必要性は低下しているものと考える。

6ヶ月間処分手續が進められることなどによって、結果的に処分までの所要期間に 2 年程度掛かっている状況であり、その間、県においても管理事務を継続しなければならないなどの支障が生じている。

また、国有農地等が公共事業や開発事業の用地となった場合、処分期間の長さから事業の遅れにつながるおそれがあり、県民等から処分期間の短縮を求められていることからも、制度の見直しが必要であると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

迅速な処分を行うことが可能となり、国土の有効活用が見込めるとともに、管理経費の削減に繋がる。

根拠法令等

平成 21 年改正法施行後にお効力を有することとされた旧農地法第 80 条、平成 21 年改正法施行後にお効力を有することとされた旧農地法施行令第 17 条、農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領第 7 の 2 の(1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、福島県、茨城県、長野県、京都府、兵庫県、鳥取県

○当県でも、国有農地の隣接地権者から非農業利用目的売払い要望があり、旧農地法施行令第 17 条に基づ

く公告を行ったが、公告期間中に、隣接地権者から、たびたび進捗状況に係る問合せ等や処分の迅速化の要求がある。

○国有農地等の処分にあたっては、買収前の所有者又はその承継人に売り払うことが原則とされている。それ以外の者に売払う場合には、旧農地法施行令第17条に基づき、公告をした日から起算して6ヶ月以内に旧所有者等から買受けの申込みがない場合等の条件を満たす必要があるが、すでに戦後70年以上経過しており、6ヶ月の公告期間を確保する必要性は低下しているものと考える。6ヶ月間処分手続が進められないことなどによって、結果的に処分まで長期間かかっている状況であり、その間、県においても管理事務を継続しなければならないなどの支障が生じている。

○旧農地法施行令17条公告は、旧所有者の買受優先権があるため、行われるものであるが、戦後80年以上が経過し、旧所有者が死亡するなどのケースが多くなる中、その相続人等の承継人が、かつて農地があつたこと、またその農地が戻ってくる可能性について認識しているケースは極めて稀であることを考えると、6ヶ月間の公告を行う必要性は低いと考える。

○現在のところ具体的な事例は生じていないが、取得希望者に対する対応はタイミングが重要であることから、迅速な対応が望まれる。

○旧所有者への買受請求権の権利を確保するためには、一定期間の公告期間は必要と考えるが、旧売払特別措置法4条1項2号、令18条では3ヶ月と定めていた時代もあることから、時代の要請に応じて見直しの検討は必要と考える。

各府省からの第1次回答

国有農地等の買収前の所有者又はその一般承継人(以下「旧所有者等」という。)の買受け意向確認について、6ヶ月の公告期間を設定している。当該期間は、農地改革後60年経過し、都道府県が行う旧所有者等を特定する事務処理に多大な労力を要する状況となっていたことから、平成21年の農地法等の改正により、都道府県による旧所有者等の特定に係る探索手続きを合理化し、これにともない、民法(相続人の探索の公告の期間(民法第958条))等の規定を踏まえ、所在不明な旧所有者等がいることを念頭に当該土地を売払うことの周知と、買受けを熟考するために必要な行政上配慮すべき期間として定められたものであり、近年旧所有者等からの売払い希望がないからといってこれを短縮することは権利者保護の観点から不適当だと考える。

なお、令和元年度の地方分権改革の提案を受け、不要地認定から財務局等への引継ぎまでの標準処理期間等を定め、円滑・迅速な手続きが行われるよう措置したところ。今後は、旧所有者等への公告手続きも含め早期に手続きが進むよう努めるとともに、地方農政局等に周知を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状では、旧所有者等への公告を行うにあたり、旧所有者等に関する資料調査や不要地認定を行う必要があり、本県では当該事務に3ヶ月程要している。そのため、公告期間6ヶ月とそれに付随する事務にかかる期間は9ヶ月となっている。

平成21年の改正により、戸籍調査の業務負担は一定軽減されたものの、処分期間についてはそれほど短縮されたという実感はなく、買受けの申出から財務省に引き継ぐまでに、公告にかかる事務の他、地図調査や財務省との調整等を含めると、約2年程度要している状況にある。

現状の処理期間では、土地の取得を希望する民間・公的な事業進捗にも多大な影響を及ぼしており、住民からも公告にかかる期間を短縮するよう要望がある。また、農林水産省においては令和11年度末までに「売却不能な国有農地をゼロとする」政策目標を掲げていることからも、処分の促進を図るために更なる見直しの必要性があると考える。

旧所有者の買受請求権については、昭和46年最高裁判決によると「法律上当然被收用者に返還しなければならないものでない」が「権利を保証する措置をとることが立法政策上當を得たものである」とされているものの、権利者保護のための具体的手法や期間は示されていない。すでに戦後70年以上経過しており、早期に国有農地等の処分を進める上でも改めて制度の見直しが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

1次ヒアリングにおいて、平成21年の農地法等の改正で公告期間を6か月と定めたところ、更なる見直しを行うための立法事実がないという説明があった。
しかし、提案団体からは、当該公告期間により早期処分が阻害される、旧所有者等からの買受申込みがないといった実情が示されていることから、平成21年の農地法等の改正により早期処分が実現されたか等の実態を必要最小限度で早急に調査し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

最近の旧所有者等への売払いの状況や買受け申込みの時期を把握した上で、旧所有者等全員の意向が確認できる場合は、不要地認定後、旧所有者等の意向確認の公告期間を待たずに、速やかに旧所有者等への売却又は財務省への引継ぎのための手続を進めることを検討する。
また、全員の意向が確認できない場合には、不要地認定後、旧所有者等の意向確認の公告期間を待たずに、速やかに財務省への引継ぎのための手続を進めることを検討する。
なお、6ヶ月の期間の短縮は、買受請求権のある旧所有者又はその一般承継人の権利保護上必要な期間として、民法等の規定を踏まえて定めたものであるため困難である。

令和2年地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(7) 農地法(昭27法229)

(ii) 都道府県が管理事務の一部を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。
・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めた国有農地については、原則として、旧所有者等の買受意向確認のための公告期間の満了を待たずに、旧所有者等への売払い又は財務省への引継ぎに向けた準備を進めることとし、その旨を地方農政局及び都道府県に通知する。

[措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)]

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

90

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

国有農地等の継続的な維持管理に係る国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の年度当初からの事業実施への見直し

提案団体

三重県、宮城県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

国有農地等の継続的な維持管理のため、4月1日からの事業実施が可能となるよう、早期の交付決定又は交付決定前着手の適用を図ること。

具体的な支障事例

平成21年農地法改正前に取得した国有農地等については、法定受託事務として、都道府県が引き続いて維持・管理等の事務を行うこととされている。
都道府県が行う国有農地等の維持管理は草刈り、現地巡視、境界立会、災害復旧や住民要望への対応等多岐にわたっており、その維持管理に係る経費は国から交付されている。
特に、維持管理業務は、国有財産の安全性や公共性等を確保する観点からも年間を通じて継続的に行うことが必要であるが、交付決定が5月中旬となっている。
そのため、交付決定前に災害等が発生し土地の崩壊や立木の倒壊等が生じた際、早急な対応ができないこととなる。また、年度単位で修繕工事や測量事業等が中断され、当該年度内に事業完了が困難な場合もある。また、臨時の任用職員の雇用においても交付決定前については、都道府県費での対応をせざるを得ない状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

継続的かつ安定的な維持管理が可能となり、財産の安全性が確保できるとともに、国民へのサービス向上に資することとなる。

根拠法令等

国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、長野県、京都府、大阪府

- 当県でも、隣接地権者から、田植え前の4月中に国有農地の除草を求められた事例がある。内報額の範囲内で、翌年度の4月1日から委託業務等に着手できるよう国の了承があることが望ましい。
- 年間通じた維持管理を行うため、4月1日からの事業が可能になるように交付するべきだと考える。
- 当県においても、提案団体と同様に、交付決定前に国有農地等の草刈りが実施できないことから、隣接土地

所有者等から早期の草刈りを求める苦情が寄せられることがある。

各府省からの第1次回答

国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の交付決定は、毎年度、国の予算が国会で成立後、受付を開始し、各都道府県からの交付申請書の提出を受け、審査・内部決裁を行うといった一定の事務処理期間を要していたため、交付決定が、5月中旬まで掛かっていたところである。

交付申請の受付開始後に交付決定前着手の適用を行う場合にあっても、交付決定前着手届の受付、審査及び受理まで一定の事務処理期間を要することから、決定前着手の適用を認めたとしても、事業の着手時期が大きく変わることは無いと考えられる。

このため、早期の事業着手を希望する都道府県にあっては、交付申請受付開始前に交付申請書案の事前相談を受け付け、速やかに内部決裁を進めるための事前内部調整を行うといった業務改善を行うよう地方農政局等を指導するなど、早期交付決定を図るための方法を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

従前より、農政局からは事務手続きを迅速に処理することで対応を図るよう指示いただいていたところであるが、年度当初に交付を受けようとする場合、4～5月は大型連休を挟むため、早急に事務処理を行ったとしても、連休明けに交付決定となる。しかしながら、実際の現場サイドにおいては、その間も除草や災害復旧等について、住民から早急に処理するよう要望があり、事務手続きにより処理が遅れるという行政サイドの理由では住民の理解を得られない。

特に、年度内に突発的に生ずる倒木、崩壊等の災害については、被害拡大を防止するためにも一刻も早い対応が必要であるが、交付決定を待って工事を行っているのが現状である。

都道府県で行う国有農地等の管理事務については、国民生活の安全・安心の確保や適切な土地の管理保全の面からも絶え間なく継続的に行われるべきであり、交付決定事務の手続きを理由として中断されるべきではない。国から県が委託を受けている施設管理にかかる補助金については、4月1日からの執行が認められている例もあることからも、同様の制度設計を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

提案団体からの要望を踏まえ、割当内示や交付申請書の提出を速やかに行うことにより、4月1日付で交付決定を行うことについて検討する。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(16)国有農地等管理処分事業事務取扱交付金

国有農地等管理処分事業事務取扱交付金については、都道府県による国有農地等の管理に支障が生じないよう、令和3年度から年度当初に交付決定を行う。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

91

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて」の制度運用の見直し及び時効取得の認定に係る基準の明確化

提案団体

三重県、宮城県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

国有農地等の時効が完成した財産については、柔軟な対応が可能となるよう、「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて」の制度運用の見直しを行うとともに、同制度における時効取得の認定にかかる明確な基準を策定すること。

具体的な支障事例

国有農地等が新たに発見され、既にその財産を住宅用地等として占有している者から、都道府県が証拠資料等から時効が完成していると判断し、国の通知「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて(昭和 51 年9月 21 日 51 構改 B 第 1058 号)」に基づき、時効取得確認申出書の提出前に、農政局に時効取得の申入れの可否を相談するが、明確な理由が示されないまま、自作農財産紛争処理等連絡協議会への付議は出来ない旨を口頭で伝えられ、時効取得が認められないケースがある。このため、申出書の提出にも至らず、処分を結果的に断念する案件もある。

都道府県としては時効が完成していると判断した場合でも、国が制度の活用を認めない場合、時効の申出者に対し拒否に至った明確な理由を提示できず、説明責任を果たせない状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

裁判によらずとも解決できるよう柔軟な運用とすることで、都道府県民及び国双方の負担の軽減及び国有農地等の早期処分にもつながり、迅速な処分が可能となることとなり、しいては管理経費の削減に繋がる。

また、時効取得制度の適正な運用及び時効取得の認定にかかる基準を明確化することにより、国民への説明責任を果たすことが可能となり、適正な運営が図れる。

根拠法令等

民法 162 条、自作農財産に係る時効取得の取扱いについて(昭和 51 年9月 21 日 51 構改 B 第 1058 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、福島県、茨城県、鳥取県

各府省からの第1次回答

提案に際し、具体的な支障事例として示された「国有農地の時効取得について、農政局が明確な理由を示さず自作農財産紛争処理等連絡協議会に付議出来ない旨告げられた」ことを含めて、管理番号 25 と同様に自紛の開催状況や自紛における時効取得の完成の成否に関する手続について、迅速かつ円滑な処理を図る観点からその実態を調査する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県においては近年協議会に付議することについて農政局に認められたことがなく、協議会に付議する前段階である申出書についても農政局へ提出ができず、協議会によって時効取得に係る紛争が解決できていない状況である。現状では、協議会というオープンな場ではなく、法務局への相談結果を参考に時効取得を認めるか否か農政局内部で実質的な判断がされている。

また、その判断基準が都道府県や国民に示されていない点が問題であり、行政による恣意的な判断がなされていると国民に捉えかねられない。国有農地等が公有財産であることにより、私的財産における時効取得の要件のみではなく、農林水産省独自の基準で運用しているのであれば、その内容と根拠について明示いただきたい。

自作農財産紛争処理等連絡協議会設置運営要綱等で定められた書類提出等の要件を満たせば、当然に協議会に付議することができるようになるとともに、協議会における時効取得の認定に係る具体的な基準(必要な証拠資料等を示したチェックリストや資料判断の基準等を策定)を明確にし、協議会にて時効取得にかかる実質的な議論を行うよう検討いただきたい。

以上の内容を踏まえ、協議会においてどのような基準に基づき判断されているか、また付議された実績・付議が認められなかった実績及び時効取得が認められた実績・認められなかった実績等を調査し、その結果を報告いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「自紛」という。)の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する基準、都道府県が時効完成と判断したが自紛への付議に至らなかった案件・件数等について、必要最小限度で早急に調査した上で、その結果を踏まえ、迅速かつ円滑な処理を図る観点から、自紛に係る制度及び運用の見直しについて検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○法務局の欄外登記看過による二重登記について、都道府県に承諾書の徴収事務を負担させる運用は、不合理である。したがってそのような場合に、原因者である法務局が責任をもって二重登記を解消することについて、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

近年、自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)を開催した地方農政局及び都道府県に対し、時効取得事案の処理の実態調査を実施中である。調査結果を踏まえ迅速な事案処理を行う観点から、①事案に係る地方農政局、法務局及び都道府県の3者による事前調整を行う仕組み、②①の事前調整に当たり、都道府県が提出する必要がある書類の範囲の明確化、③協議会の開催の進め方について検討する。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(7)農地法(昭27法229)

(iii)国有農地の占有者から取得時効の完成を主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営については、迅速な処理及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、「自

「作農財産に係る取得時効の取扱いについて」(昭51 農林省構造改善局長)及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会設置の運営について」(昭51 農林省構造改善局長)を改正し、以下の措置を講ずる。

・占有者から時効取得の申出を受け付けた場合は、速やかに法務局又は地方法務局、地方農政局及び都道府県の3者で事前調整を行うこととする。

・事前調整において取得時効の完成について検討した結果、協議会に付議しないと判断した場合は、地方農政局は申出者に対して、書面によりその理由を通知することとする。

・申出者が提出する書類及び都道府県が準備する書類については、取得時効の完成を証明するための必要最小限のものとし、明確化する。

・協議会は、定期的に開催することとする。

[措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)]

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

認定電気通信事業者による農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整を不要とすること

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的な内容

認定電気通信事業者による中継施設等の敷地に供するための農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整について、一定規模以下の調整については、調整不要とする等の運用の見直しを求める。

具体的な支障事例

認定電気通信事業者による携帯電話の基地局(中継施設)設置に伴う農地転用については、「中継施設の設置に係る用地取得前に、その事業計画書について都道府県農地担当部局長に説明を行い、中継施設の設置と土地利用事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。」(認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡))とされている。しかし、中継施設設置のための農地転用は、毎年30~50件程度あり、その多くは農地のごく一部を転用するのみで農業への影響は小さい。

ところが、現状では規模等にかかわらず、文書による調整を事業者に求めている。事業者は県との調整に当たって事業計画書や図面等の添付書類を準備する必要があり、県としても事業計画の精査等の事務のみならず、必要書類が不足する場合は事業者への補正指示や、農業委員会との調整にも時間を要しており、事業者に回答するまで提出書類一式が揃ってから、大体2週間程度かかるので、事業者と行政双方にとって負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の判断により協議の要否を決定できる運用とすることで、事業者は小規模な基地局の転用等については協議に必要な書類の作成を省略でき、速やかに事業に着手できる。また、都道府県も農業への影響の大きい転用事業についてのみ事業計画の精査や事業者への指導を行うことで、行政事務の効率化を図ることができる。

根拠法令等

農地法施行規則第29条及び第53条、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡)、農地法施行規則第五条および第七条の一部改正について(昭和45年10月7日付45農地B第2921農林省農地局長通達)、農地法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和60年12月9日付け60構改B第1685農林水産事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

京都市、大阪府、徳島県

○中継施設の設置について、昨年度の転用面積は1件当たり 2.5 m^2 ～ 10.5 m^2 と小規模であり、調整の必要性は認められない。

各府省からの第1次回答

認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整については、認定電気通信事業者が農地に中継施設等を設置する場合は、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可が不要であるものの、当該施設の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障を未然に防止し、農業と電気通信事業の円滑な実施を図ることが望ましいとの考え方から、あくまでも技術的助言として示しているものである。

したがって、農地転用許可権者において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、こうした支障が生じるおそれがないと判断されるものについて、当該調整を不要とする運用をして差し支えない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整についての現行の通知では、認定電気通信事業者が農地に中継施設を設置する場合は、常に調整を要するものと解釈するのが自然である。そのため、当該施設の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障が少ないと判断できる場合には調整を要しないといったルール等を農地転用許可権者が示せば、中継施設であっても調整不要という運用で差し支えないのであれば、改めて通知等によりその旨を明示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整について、農地転用許可権者において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、中継施設等の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障が生じるおそれがないと判断されるものについて、当該調整を不要とする運用をして差し支えない旨、通知等により明示することとしたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(7)農地法(昭27法229)

(i)認定電気通信事業者(電気通信事業法(昭59法86)120条1項)の設置する中継施設のうち、土地改良事業や周辺農地における農業等への支障が生じるおそれがないと農地転用許可権者が判断するものについては、農地転用許可権者と認定電気通信事業者とが行う農業上の土地利用との調整が不要である旨を、地方公共団体等に通知する。

[措置済み(令和2年11月13日付け総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課事務連絡、令和2年11月13日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡)]

(関係府省:総務省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

110

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

獣医師法に基づく届出をオンライン化すること

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

現在、獣医師法第 22 条に基づく届出は、書面で行っている。その届出を原則オンライン化することを求める。また、届出内容(獣医師の分布、就業状況、異動状況等)をデータベース化することで、獣医師確保など、データの有効活用につなげる。

具体的な支障事例

獣医師法第 22 条に基づき、獣医師は、2年ごとの報告年に、氏名、住所及びその他省令で定める事項について、都道府県を経由し、農林水産大臣へ届出する義務がある。(令和2年5月現在、県内獣医師 574 名)この都道府県経由に膨大な事務が生じている。特に負担がかかっている業務は、届出書(第6号様式)について①提出書類の回収・整理②内容の確認、届出概況表等への入力である。具体的な業務量としては、①回収業務(到着順に連番を付け)20 時間、②取りまとめ(不備がないか内容の確認、届出概況表等への入力、書類ダブルチェック)92 時間、③報告(3枚複写の管理、国への報告)5時間となっている。また、届出に関する全体のスケジュールとしては、毎年 12 月 31 日現在の状況を、県1月 31 日締め、国2月 28 日締めとなっている。以上のことより、医師法、歯科医師法、薬剤師法の届出についてオンライン化を検討していることと同様に、獣医師法における届出についてもオンライン化することを求めるものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

届出を原則オンライン化することにより、届出書のとりまとめ事務が簡素化される。また、届出された情報をデータベース化することにより、獣医師確保等へのデータの有効活用につなげる。ただし、インターネット環境がない方の為に郵送での届出も可能とする。

根拠法令等

獣医師法第 22 条(第6号様式)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、香川県、高知県、大分県

○①獣医師法第 22 条の届出をオンライン化することには賛成であるが、下記のトラブル等が想定されると考えられるのでその対応方法を決めておく必要がある。

・給付金のオンライン申請のように入力ミスが続出し、その修正等で業務量が通常より増大する可能性あり

・個人情報の流出事故が発生した場合(都道府県又は国)

・高齢の獣医師が、オンライン手続きに対応できない場合

→葉書等による届出とオンライン届出が混在すると事務が煩雑になる可能性大

・届出は、獣医師→家畜保健衛生所→都道府県畜産主務課→国のルート

→オンライン化のシステム構築に、全ての都道府県が対応できるか?システム構築には専門業者に委託する必要あり

②第 22 条の届出は、獣医師会経由で、届出葉書が対象者に送付され、県に提出される。オンライン化には獣医師会とのコンセンサスが必要。

○当県では、獣医事を担当する専任の職員はおらず、獣医事の他、家畜衛生、動物薬事等の業務を担当 1 名で行っている。獣医師の数が年々増加する中、届出の数も増加し、それに比例して取りまとめ業務が増しているのが現状である。(届出数: 平成 26 年 217 名、平成 28 年 227 名、平成 30 年 247 名)

本届出の事務対応は、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い時期であるとともに、年度末の多忙な時期とも重なることから、業務量削減のためのオンライン化を図り効率に処理を行う必要があると考える。また近年、当県においては女性獣医師職員の割合が増加しており、産休や育児休暇等で欠員が出た場合にも、オンラインでデータベース化されれば、速やかな欠員補充が可能と考える。

○当県では、県内に在住する獣医師からの届出率を向上させるため、届出期間が開始する前までに新聞広告による周知を行うとともに、県獣医師会に対し、会員への周知について協力を要請している。この中で、平成 30 年度の届出者 691 名のうち、年齢が 50 歳を超える獣医師は 383 名(55.4%)となっている。また、届出書は県内 3 つの家畜保健衛生所で回収するが、前回の届出者から提出がない場合の確認や届出内容の集計など、それぞれの家畜保健衛生所での業務負担は生じている。届出制度のオンライン化について、基本的には賛成の意見だが、県内における獣医師の年齢構成では、相当数の獣医師についてオンライン化への対応が困難と想定される。このため、オンライン化により家畜保健衛生所の業務負担が軽減するか不透明な部分がある。

○届出書のとりまとめへの業務量の負担が大きいため、オンライン化が必要と考える。

○当県においても、県内約 520 名分の届出について、県家畜保健衛生所(5 所)と A 市とで処理しており、事前周知や回収から取りまとめ、入力作業に 1 所当たり約 20~50 時間を要しているほか、内容不備や未提出者への催促、死亡者への対応等にも数時間要している。また、国への報告作業にも 5 時間程度を要している。獣医師側からもオンライン化の要望を受けている。

○当団体においても当該業務は、約 2 千件を書面で受け付け、整理し、記載内容全項目を個別にデータ入力、さらに分類集計の上、書面とデータを揃えて受付締切後約 1 か月以内に国へ報告しているが、担当者は他業務を兼務しており、非常に負担となっている。また、新型コロナウイルスまん延防止対策も考慮するとオンライン化を強く求めるものである。

○当県においては、平成 30 年 12 月 31 日時点で 355 名の獣医師の届け出があり、提出書類のとりまとめ及び集計に多くの時間を要している。また、集計期間である 1 月から 2 月には、全国的に家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの発生が危惧され、全国の畜産担当主務課は本病の発生防止及び防疫対応に万全を期する必要がある。届出の原則オンライン化による事務作業の効率化は、取りまとめを担当する自治体の事務負担を軽減するとともに、家畜伝染病の発生予防業務により多くの時間を割くことが可能となる。

○当県においても、当該届出の県経由に伴い膨大な事務が生じている。(届出書の回収・整理、内容の確認、届出概況表への入力作業等)

平成 28 年 723 件、平成 30 年 805 件と届出件数も増加しており、今後も届出数の増加による業務量の増が想定される。

○当県でも、県内の獣医師からの回収業務、取りまとめ、報告の処理に膨大な時間を要している(平成 30 年度は 351 名分を 2 名で処理)。紙での届出を入力する際に、エラーが出ることも多く、人によって回答の基準が異なり確認作業が必要となることもあり、より多くの時間を要する。作業負担を減らすとともにデータを有効に活用するため、オンライン化がよいと思われる。

○紙ベースの届出票を、県内 3 か所の家畜保健衛生所で、回収・取りまとめ事務を行った後、県庁で全データを整理・集計して、国への報告を行っている。取りまとめ作業では、届出票の記入漏れや誤記を、電話で届出者に確認するなど、煩雑で効率の悪い部分が多く、オンライン化されることで業務の効率化が期待される。

各府省からの第 1 次回答

獣医師法(第 22 条)に基づく届出については、農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画(令和 2 年 3 月 27

日農林水産省行政情報化推進委員会決定)において令和4年度までに行政手続きのオンライン化率100%を目指すこととしていることを踏まえて対応する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

獣医師法第22条に基づく届出は2年ごとの報告年であり、直近では令和2年末時点、次回は令和4年末時点の状況報告となるが、オンライン化導入の時期について、具体的なスケジュールを示していただきたい。また、オンライン化の具体的な内容については、各獣医師がオンラインで報告し、その情報が都道府県を経由せず、直接データ収集システム(データ管理システム)へ集積されるシステムと想定しているが、その認識で良いか教えていただきたい。また、届出のオンライン化に加え、オンラインで提出された届出内容のデータベース化及びデータの有効活用ができるシステムの構築についても提案しているが、これらについても対応いただけるという認識で良いか、またその具体的スケジュールについて教えていただきたい。(届出のオンライン化が実現されてから対応する、もしくはオンライン化と並行して対応する等)

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画において、申請者が、各種行政手続等をオンラインで行える共通申請サービスについて、2021年度から本格運用し、2022年度中には原則として農林水産省が受ける全ての行政手続等をオンラインで申請できるようにすることとされていることを踏まえ、令和4年度の届出からオンライン化することを目指している。なお、届出のオンライン化により、都道府県の財政負担は発生しない。オンライン化の具体的な内容については検討中であるが、農林水産省共通申請システムを活用し、オンラインで届出された内容を都道府県において確認することを検討している。また、届出内容のデータベース化した際の活用例として、現在就業していない獣医師の就業意思を届出の際に確認し、欠員補充に有効活用することが挙げられているが、個人情報の取扱いを含め、本届出システムをどこまで活用することが可能か検討してまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

5【農林水産省】

(2)獣医師法(昭24法186)

獣医師法に基づく届出(22条)については、以下のとおりとする。

- ・令和4年度の届出からオンライン化する。
- ・獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

127

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

身寄りのない方の遺留金のうち、預金の取扱い方法の明確化

提案団体

茨木市

制度の所管・関係府省

金融庁、厚生労働省、農林水産省

求める措置の具体的な内容

身寄りのない方の銀行等(ゆうちょ銀行除く)に預けられている遺留金について、葬祭費用に活用が図ることができる制度の整備。

具体的な支障事例

【経緯】

身寄りのない方が死亡した場合の葬祭に関して、死亡者の埋火葬を行うものがない又は判明しない時、行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律又は生活保護法の葬祭扶助に基づき、各自治体が埋火葬を行う。費用は、第一義的には故人の遺留金を充て、不足時は地方自治体が負担することになるが、葬祭後の遺留金処理について、残余が生じる場合、生活保護上では相続財産管理人の選任を請求し、引き渡さなければならぬとされている。生活保護法以外に明確な規定はないため、民法の規定に基づき、相続人のあることが明らかでない場合、相続財産管理人の選任を経て、最終的に国庫に帰属することとなる。

しかし、遺留金が申立て手続きに必要な経費に満たない場合には、申立てを行うことが困難であるほか、相続人がいる場合でも遺留金の受け取りを拒否することもあり、結果として、自治体では地方自治法上望ましくない事務処理が行われている。また、その他にも関連した課題がある。

【支障事例】

故人口座に預けられている遺留金について、相続財産管理人以外の者は、その貯金に関する権利を行使することはできないが、ゆうちょ銀行については、「行旅死亡人等の郵便貯金の払もどしについて」(昭和29年4月1日 郵1業第304号 郵政省貯金居長通達)により取扱いが可能である。一方、銀行等においては同様の取扱いがないことから、故人口座に預けられている遺留金の活用が図られていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

制度整備されることにより、故人口座に預けられている遺留金について、葬祭費用への活用が図られる。

根拠法令等

行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律、生活保護法、民法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、滝沢市、鶴岡市、入間市、相模原市、鎌倉市、座間市、新潟市、高岡市、福井市、長野県、上田市、高山市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、豊田市、犬山市、京都市、大阪府、兵庫県、徳島市、高松市、久留米市、柳川市、大村市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

○現状は福祉事務所と各金融機関が個別に協議を行い、事情を説明した上で協力してもらえる機関については払い戻しを依頼しているが、そうでない機関の遺留金品はそのまま残されている。また、相続人が引き取りを拒否していても、相続人が存在していることをもって払い戻しに応じてもらえないケースもある。制度整備されることによって、葬祭費用への活用が円滑になると思われる。

○当市においても、墓地埋葬法等にて葬祭を行う場合、銀行によっては預貯金の充当を断られる事例もあり、ゆうちょ銀行以外においても葬祭費に限定した払い戻しできるような法整備を求める。

○現金での遺留金が葬祭費用に満たず、故人の口座からの払い戻しに応じてもらえない場合、市が葬儀費用を負担している。

○これまで、銀行等に預けられている故人口座の遺留金については、法定財産管理人に依頼しなければ葬祭費用に活用ができず、苦慮していた。制度整備がなされ、自治体による活用が図られるようになれば、喜ばしい。

○市長村長が葬祭を執り行い、金融機関に遺留金品がある、または、存在する可能性がある場合、現状では、ゆうちょ銀行を除き実態把握や遺留金品を葬祭費等に充てることができない。

相続財産管理人を選任することで対応する現在の制度では、管理人選任にかかる費用と遺留金品との比較の中で、実質的に選任することができない、または、経済合理性のない支出となってしまう。

○身寄りのない方の葬祭に関して、自治体が葬祭を行う場合は、故人の遺留金品を充て、不足時は地方自治体が負担することとなる。ゆうちょ銀行に貯金がある場合は「行旅死亡人等の郵便貯金の払い戻しについて」(昭和29年4月1日 郵1業第304号 郵政省貯金局長通知)により取り扱いが可能であり、当市でも対応した事実がある。しかし、銀行等においては同様の取り扱いができず、仮に葬祭を行うに足りる預金があった場合でも活用することができない。

各府省からの第1次回答

生活保護法、行旅病人及死亡人取扱法及び同法を準用する墓地、埋葬等に関する法律における取扱い上、身寄りのない方の葬祭等に要した費用にその方の預貯金を充当することは可能であるため、厚生労働省から自治体向けに、この取扱いを明確化するための再周知を行うこととした。
また、金融庁及び農林水産省において、この取扱いにつき、金融機関に対して周知していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状、故人口座に預けられている遺留金について、各地方公共団体が各金融機関と個別に協議を行い、ゆうちょ銀行以外に払い戻しに応じてもらえる事例もあるが、地方公共団体の個別協議状況によるため、バラつきが出ている状況である。
回答にある、厚生労働省から取扱いを明確化するための再周知や金融庁及び農林水産省から各金融機関への周知を早期に行っていただき、身寄りがない方の葬祭等に要した費用について、すべての金融機関が払い戻しに応じられるようにしていただきたい。
しかし、厚生労働省等から取扱いについて周知徹底しているにも関わらず、各金融機関が各地方公共団体から葬祭等に要した費用の払い戻しの依頼に応じなかつた場合等の把握及びその対応として、各金融機関が行う内部監査、外部監査において、監査項目に新設し、払い戻し依頼件数、払い戻しに応じた件数等をチェックできるようにしていただきたい。金融庁等は各金融機関の内部監査、外部監査の報告において、各地方公共団体の払い戻しに応じなかつた事例について、指摘、是正勧告を行うようにしていただきたい。
また、電子マネー等の現金に準ずるものについても、葬祭等に要した費用に充当することは可能なのかについて教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

厚生労働省から自治体に対して、身寄りのない方の葬祭等に要した費用にその方の預貯金を充当することは可能である旨の再周知を行うこと並びに金融庁及び農林水産省から業界団体を通じて金融機関に対してこの取扱いを周知することについて、本年度中に対応することとしたい。

なお、電子マネー(※)についても、電子マネーを運営する事業者において、亡くなった方の保有していた電子マネーを当該亡くなった方の債権者に金銭として払い戻すこと等が可能であれば、自治体が当該亡くなった方が保有する当該電子マネーの払戻しを受ける等の方法で葬祭等に要した費用に充当して差し支えないと考える。
(※)資金移動業者が提供するアカウントの残高及び前払式支払手段(いわゆるプリペイドカード)の未使用残高。

令和2年地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)
市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。
(関係府省:金融庁及び厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

130

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

公共事業協力者に対する農地法第3条第2項第5号の下限面積要件の見直し

提案団体

安城市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

公共事業により買収された農地の対償として、当該農地と同等面積の農地を取得する場合には、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件を満たさずとも、農地取得要件を得られることを可能としてほしい。

具体的な支障事例

農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要であるが、農地法第3条第2項第5号において、権利取得後の農地面積の合計が 50 アール(北海道では2ヘクタール)に達しない場合は許可することができないこととされている。

当市では、約 19 アールの農地を有する耕作者から、道路の拡幅用地として約2アールの農地を買収した際、その対償として同等面積の農地を求められたが、下限面積要件が支障となり、当該兼業農家は代替農地を取得することができず、用地買収の隘路となつた事例がある。

この耕作者は、代替農地を取得することによって、元々有していた面積と同等面積の農地を取得するにすぎないが、現行制度では取得出来ないこととなっている。

政令第2条第3項第2号では、農業委員会のあっせんに基づく農地の交換により権利を取得する場合には下限面積要件が不要とされているが、これと同様に、公共事業用地の対償として農地を取得する場合も、下限面積要件を不要としてほしい。

なお、下限面積要件については、農業委員会が別段の面積を定めた場合はその面積とすることが可能とされているが、別段の面積に係る省令の基準では、遊休農地が相当程度存在しなければ 10 アール未満に設定できないことなどが規定されており、公共事業用地の対償として農地を取得するケースにおいて活用できる制度とはなっていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公共事業により買収された農地と同等面積の農地の権利を取得することができるよう見直すことにより、用地買収の円滑な交渉に資するほか、公共事業協力者にとっても、買収前の農地面積に回復させることができるとなる。

根拠法令等

農地法第3条第2項第5号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、前橋市、座間市、上田市、犬山市、南知多町、京都市、鳥取県、徳島県、宮崎市

- 当町においても経営面積が農地法第3条第2項第5号の下限面積を満たない者が数多く存在し、提案団体と同様の懸念は今後においても十分に考えられるため。
- 当市においては、下限面積が10アールであるため、提案団体のような事例は生じにくいものの、一方では耕作面積が下限面積未満の農地所有者も一定数存在する。公共事業によりこれらの農地所有者の農地を買収する場合に所有者から代替農地の補償を求められた場合、提案団体と同様の問題が生じる恐れがある。

各府省からの第1次回答

農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積要件は、農地の効率的利用及び農業生産の増大のための措置であるところ、農地の適正な利用が確保されることを前提に、新規就農を促進する観点から別段面積の設定が認められている。

このため、農業の生産性の低い零細規模の農業者による農地取得を認めることは、その後の農地利用の集積・集約化や土地改良事業の施行など地域における農地の効率的利用の取組を阻害するおそれがあることから、たとえ公共事業のためという理由であっても、これにより農地の利用及び集積・集約化に支障を来す可能性がある。

なお、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農用地利用集積計画を活用し地域内の農地の集積を行う中で、担い手の有効利用に支障を来さない範囲で当該地域において定めた下限面積要件を満たさない要望者に農地の権利を移転することは可能。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案で求める措置は、公共事業により買収された農地の対償として、下限面積要件を満たさずとも、当該農地と同等面積の農地を取得可能とする見直しを求めるものであり、元々有していた農地面積を回復するにすぎない。したがって、「地域における農地の効率的利用の取組を阻害するおそれがある」との指摘は当たらない。また、農業委員会において「別段面積の設定が認められている」との見解について、本市では、小規模農家の増加により、農地の効率的かつ安定的な利用に支障を生じたり、農地転用を誘発したりしないようにするために、別段面積を設定していない。そもそも、別段面積は本提案のような支障の解消のために設定するものではないと認識する。ましてや、10アール未満の農地で同様の支障が生じることは十分に考えられるところ。別段面積は、省令により、遊休農地が相当程度存在しなければ10アール未満に設定することはできないが、本市における遊休農地率は0.7%（2015農林業センサス）と極めて低く、公共事業により買収された農地の対償として、代替農地を取得するケースにおいて活用できる制度ではない。

本提案が実現されれば、買収前の農地面積に回復することが可能となり、用地買収の円滑な交渉のほか、新たに取得される農地の農業上の利用が図られることで遊休農地の防止・解消が期待されるため、前向きに検討いただきたい。

なお、農用地利用集積計画を活用した場合、下限面積要件を満たさなくとも、農地の権利を移転することは可能との見解については、農業経営基盤強化促進法に基づき本市が定めた基本構想において、「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」として経営面積等を定めており、この要件を満たさなければ、農地の権利を移転することはできない。本市として、今後、新たに小規模農家が増加することを防ぐため要件を定めたものであり、本提案の支障を解消するために、基本構想における要件を見直すことは想定していない。むしろ、農地法において、公共事業により買収された農地の対償として代替農地を取得し、元々有していた農地面積を回復するにすぎないにも関わらず、農地の取得に際し、下限面積が要件とされていることを見直していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

農業経営基盤強化促進法第6条に規定する基本構想で定める利用集積目標は、経営者が有する個々の農地ではなく、今後10年間の経営全体の面積に着目して設定されるものである。

本提案では、公共事業により買収された代替農地を用意することで、経営体の経営面積全体が変わるものでは

ないことから、現行の基本構想に沿ったものであり、市町村が作成する農用地利用集積計画に拠った措置で対応できる。

なお、農用地利用集積計画により利用権が設定等される場合は、農地法第3条の許可は不要である。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(7) 農地法(昭27法229)

(v) 公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得をすることについては、下限面積要件(3条2項5号)を満たさない場合であっても取得が可能となるよう、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法(昭55法65)18条)を作成・公告することができることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

あわせて、当該権利取得が可能となるよう、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で下限面積を設定することができることを、地方公共団体に令和2年度中に周知する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

131

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

治山事業における複数年契約制度の導入

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

近年、山地災害が激甚化、多様化しており、大規模な山腹・渓間工事や地すべり防止工事が増加しているが、このような大規模工事は単年度での復旧は困難であり、複数年にわたることが多いことから、治山事業における複数年契約を可能とすること。

具体的な支障事例

現状の制度では、治山事業は単年度事業とされているため、
①単年で施工できる規模に工事箇所(内容)を分割発注せざるを得ず、毎年、入札事務が発生している(特に最近は、技術者不足等により入札不調が多く、施工確保が困難となっている。)。
②工事箇所(内容)を分割発注することにより、諸経費がかさむ。
③資機材を現場まで運搬するための索道等の仮設工事においては、年度末に一旦撤去し、翌年度改めて設置しなければならず、時間と経費を要している。
④地すべりの状況調査を民間委託しているが、年度当初には予算が執行できないことから、地すべりが発生しやすい年度変わりの融雪期(3月・4月)に継続した調査を行うことができない。
⑤最近では、週休二日制の導入による工期の確保が困難となっている。
など、治山事業の実施に支障をきたしている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

治山事業における複数年契約が認められれば、工事箇所の一括発注が可能となるため、工期の確保や諸経費、仮設費用の縮減等を図ることができる。また、技術者の確保数も減ることから、入札不調の減少が見込める。

根拠法令等

森林法第10条の15第4項第4号、第41条第1項及び第3項、地すべり等防止法第2条第4項、農林畜水産業関係補助金等交付規則、林業関係事業補助金等交付要綱、民有林補助治山事業実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、愛知県、大阪府、兵庫県、徳島県

○複数年契約制度が導入されることにより、工事が大規模化した場合にも適正な工期を確保することができる。

また、複数件数の発注から一括発注へ移行することにより、現場代理人や主任技術者の確保が容易になり、入札不調対策としての効果が期待される。

○大規模地すべり地の対策工事で、排水トンネルを計画することが多いが、完成までには長い年数と多額の費用が必要となる。複数年契約が可能になれば、仮設費と諸経費が削減できるため、工事費用が減少し事業の早期完成につながる。

○具体的な支障事例の①②③⑤については、同様の事例が発生している。

各府省からの第1次回答

補助治山事業を複数年契約により行うことについては、予算単年度主義の原則を踏まえ、まずは、入札公告の早期化や発注ロットの工夫による単年度での御対応をお願いしたい。

その上で、施工期間が2か年に及ぶことが懸念される場合にあっては、いわゆるゼロ国事業の積極的な活用や速やかな繰越し手続などにより工期を十分に確保することでの御対応を引き続きお願いしたい。

以上の手法などによっても対応が困難な特殊な工法を伴うなどの場合については、個別に御相談いただきたい。

(なお、年度をまたいで継続使用することが効率的な仮設資機材などについては、初年度において設置経費を計上し、最終年度に撤去経費を計上するなど、仮設費や設置に要する期間を削減していただくようお願いする。)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答の方法では、単年度発注という原則的な部分は変わらないため、本県提案の具体的な支障事例のうち、①技術者不足による入札不調、②諸経費の増、③毎年度必要となる仮設工事に係る時間・経費、④融雪期の地すべり状況調査の継続実施について、抜本的な解決にはならない。

予算単年度主義が原則であることは理解しているが、財政法では議会承認により複数年契約が可能とされていることから、国土交通省所管の「社会資本整備総合交付金」のように一括設計審査(全体設計)が認められれば、現状の課題を解決出来るものと認識している。

さらに発注ロットを大きくすれば工期も長期間確保する必要があるため、単年度では工期設定が困難である。複数年契約が認められれば、工期の確保や事業費の削減といった利点も考えられる。

近年の災害の大規模化を踏まえ、地域の実情を十分御理解いただき、事務の簡素化を図るうえでも前向きな制度改正を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

治山事業(補助)についても、国土交通省所管事業と同様に財政法第15条第1項の規定に基づき、複数年度にわたる国庫債務負担行為が可能であり、可否については、事業実施施行年度の前年度において、同法第34条の2第1項に基づき、個別箇所毎に実施計画協議を行うこととなっていることから、御提案の複数年契約が必要となる案件については、当該実施計画協議に間に合うよう、個別具体的に御相談をお願いしたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(6)森林法(昭26法249)

治山事業(10条の15第4項4号)については、国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)により複数年にわたる契約を締結した過去の事例と併せて、国庫債務負担行為の活用について、令和2年度中に都道府県に通知する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

132

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること

提案団体

長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

家畜伝染病予防法(以下「法」という)第6条に規定される特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又は投薬(以下「ワクチン接種」という。)について、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること。

具体的な支障事例

平成30年9月に国内で26年ぶりに豚熱が発生したことを受け、令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(以下、「防疫指針」という。)が改正され、豚熱の感染リスクが高い地域への法第6条の第1項による予防的ワクチンの接種が始まった。本県においても、令和元年10月の初回接種以降、毎月約8千頭にワクチン接種を実施している。

この豚熱のワクチン接種については、同法の規定により、都道府県の職員で獣医師である家畜防疫員が実施することとされている。また、ワクチン接種の対象家畜は、防疫指針において、接種区域内で飼養されている全ての豚等とされ、繁殖豚等は6か月間隔で、肥育豚(肉豚)等は子豚期に1回接種することとされており各農場で定期的に接種が必要となる。また、ワクチン接種による免疫効果を各農場で6か月毎に30頭以上を抽出採血し判定することが規定されている。

こうした豚熱のワクチン接種は、長期的かつ継続的な取組が求められており、本県では家畜保健衛生所職員の新たな業務として負担が増大し、他の家畜衛生業務に支障を来たしている。そのため本県では、民間獣医師を県職員として臨時的に任用し、家畜防疫員に任命して対応しているが、それだけでは人員の確保が困難であるとともに、当該職員の報酬については全額県が負担しなければならなくなっている。

昨今では、アフリカ豚熱の国内流入への懸念が高まっているところ。それらの疾患に家畜防疫員が適切に対処できる体制を維持するためにも、豚熱等のワクチン接種について家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とする必要性は高い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するためのワクチン接種については、法第50条により都道府県知事がワクチン使用の許可をしたうえで、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすることにより、ワクチン接種が円滑かつ効率的に実施されるようになり、もって家畜の伝染性疾患の発生を予防し、畜産の振興に資することができる。

根拠法令等

家畜伝染病予防法第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、秋田県、福島県、茨城県、群馬県、前橋市、新潟県、南知多町、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、高知県、宮崎県

○CSFワクチン接種業務について、初回接種後、追加接種を実施しており、当面の間、接種業務は継続する見込みである。当県は、産業動物分野の獣医師の絶対数が不足し、今後の常勤県職員（獣医師）の増員は困難という状況にある。当提案によって、家畜保健衛生所の業務負担が軽減され、さらに安定的かつ迅速なワクチン接種体制の構築が可能となると考える。

○CSFの予防的ワクチン接種は、家畜伝染病予防法第6条第1項の規定により、家畜防疫員が接種することとされているため、接種は都道府県の獣医師に限定されている。野生いのしし感染の収束が見えない中、養豚農家は接種を継続していかなければならず、民間獣医師がワクチン接種を対応することにより、CSFワクチンの円滑かつ効率的なワクチン接種が可能となる。

○当県では、家畜伝染病発生時に、防疫協定を締結しているNOSAI獣医師を県職員として臨時的に任用し、家畜防疫員として防疫作業に従事してもらうこととしており、豚熱発生時の緊急的なワクチン接種についても同様に従事してもらう予定である。しかしながら、豚熱ワクチンは長期的且つ定期的に接種が必要となり、当県の飼養頭数から試算すると、毎月14万頭の接種業務の負担増が想定される。このような接種業務は、家畜保健衛生所職員に長期にわたり多大な負担が掛かるだけでなく、万が一、ASF、FMD、HPAI等が発生した際は、家畜防疫員の対応が必要となるため、豚熱ワクチンに人員が回せず、ワクチン接種が滞る可能性もある。NOSAI獣医師においても通常の業務が行われる中、従事できる人員は十分確保できない可能性が高い。

○家畜防疫員に限定されたワクチン接種体制では、人員に限りがあり、家畜保健衛生所の業務負担が増加している。都道府県によるワクチン管理のもと、家畜防疫員以外の民間獣医師等、幅広く接種を可能とする制度となれば、効率的かつ的確なワクチン接種が可能となる。

各府省からの第1次回答

豚熱ワクチンの接種については、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にすることから、発生拡大の防止や清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、予防的な豚熱ワクチンの接種は原則行わないこととし、野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認される場合等、飼養衛生管理の徹底のみによっては豚等における感染の防止が困難と認められる場合に限り、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第6条第1項に基づく都道府県知事による予防的ワクチン接種命令の実施を認めているところであり（法第3条の2第1項の規定により農林水産大臣が作成した豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針）、また、法第60条第1項において、当該接種に要する費用に関する規定について、国の負担を規定しているところ。

このように、例外的に認めている豚熱ワクチンの接種については、防疫上接種区域の全ての豚飼養施設において実施する必要があるところ、その確実な接種を担保するため、法第6条に基づく都道府県知事による接種命令として実施し、注射等の主体についても都道府県知事の指揮監督下にある都道府県職員である家畜防疫員に限定しているものである。

一方、都道府県知事が民間獣医師を常勤・非常勤を問わず都道府県職員として任用した上で家畜防疫員に任命することは妨げられるものではないことから、御提案においては民間獣医師の任命に関する支障が明確でなく、その支障について具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

確実なワクチン接種は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第7条によりワクチン接種が行われた豚に付された標識や、国と協議したワクチン接種プログラムに基づき、法第50条により都道府県によるワクチンの過不足ない使用許可及び適切なワクチン出納管理（持ち出し数量、使用数量、空き瓶の確認等）によって担保されると考える。

ワクチン接種は、必ずしも公務員である必要はなく、委託契約によって都道府県知事の監督下におかれた委託を受けた獣医師でも可能であると考えている。また、獣医師に係る専門性は、獣医師免許によって担保されているため、技術的にも問題なく、ワクチン接種を実施することができる。

加えて、民間獣医師が、次の理由から、県職員としての任用を断る場合もあり、県の常勤職員である家畜防疫員の負担が増大している。

・畜産コンサル会社等の民間企業等に勤務する獣医師が、勤務先の規則により兼業が認められない

- ・勤務している企業の規則により、個人宛の給与を県から受け取ることができない
 - ・ワクチン接種が平日の場合、県職員として勤務するため、勤務先の休暇を取る必要がある
 - ・政治的行為の禁止等の都道府県職員に適用される服務規程に同意いただけない
 - ・収入や家族の状況等、個人情報に関する書類を提出することに抵抗がある
 - ・確定申告が必要となる場合に申告手続きが負担である
- よって、ワクチン接種の円滑かつ効率的な実施と、他の家畜保健衛生業務の対応の充実をはかるために、家畜防疫員以外の民間獣医師によるワクチン接種を可能としていただきたい。
- なお、法第60条第1項第3号で、手当の二分の一が負担される「雇い入れた獣医師」には、家畜防疫員として任用した民間獣医師は含まれていないため、現状、その費用については、県が全額負担している。今後も接種が継続的に行われる中で、財政上の負担となっていることから、ワクチン接種を行う民間獣医師にかかる費用について、国が負担することも検討いただきたい。
- (参考:本県家畜保健衛生所の状況)
ワクチン接種により、家畜防疫員の業務量は従来と比較して2割程度増加している。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

養豚農場の管理獣医師を始め多くの民間獣医師は法人に所属しているため、所属法人の規約により都道府県の職員になることが困難または不可能。

県職員の報酬は個人払いが原則。

勤務時間内の業務として対応できず、休暇扱いになり、欠勤となる。

市役所等の獣医師は任命不可能。

家畜防疫員にかかる人件費は全て都府県が負担。

接種獣医師の確保、ワクチン管理、免疫付与検査は都府県が行っているので、無計画、無秩序な接種にはならない。

国内の約半数の都府県が接種対象地域と認められており、例外的な接種と考えにくい。

【岡山県】

民間獣医師を県職員として任用した上で、家畜防疫員に任命することにより、接種業務及び通常業務の継続は可能であるが、県職員として任用する際の財源確保に支障が生じる事から、人件費補助を検討してほしい。家畜伝染病予防法第6条による命令によるワクチン接種については人件費も含めて国の負担対象と考える。

【前橋市】

養豚農場の管理獣医師を始め多くの民間獣医師は法人に所属しているため、所属法人の規約により都道府県の職員になることが困難または不可能とのことであり、万が一に備える体制は必要。

市役所の獣医師は任命不可能。

国内の約半数の都府県が接種対象地域と認められており、例外的な接種と考えにくい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

ワクチン接種の実施は家畜防疫員に限定されているが、今後、継続的に接種を行うにあたり、都道府県の管理下での民間獣医師による接種を認めるなど、持続可能な接種体制とすべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 確実なワクチン接種の担保については、都道府県知事の指揮監督下にある家畜防疫員に限らず、民間獣医師に委託した場合でも、契約等に条件を付すことなどにより、可能ではないか。
- 住民の権利義務に関する業務について事実行為を委託している例や、民間医師へ行政調査やヒトの予防接種を委託している例も踏まえて検討いただきたい。
- 民間獣医師を会計年度任用職員として任用することについて、都道府県において支障が生じていることを真摯に受け止め、提案の実現に向けて検討し、見直しの方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各都府県の家畜衛生担当部局に対し、アンケートを行い、その結果を踏まえて検討することとした。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(5)家畜伝染病予防法(昭26法166)

豚熱の予防的ワクチン接種(初回接種を除く。)については、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、令和2年度中に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令2農林水産大臣)を改正し、家畜防疫員(53条3項)に加え、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師が実施することを可能とする。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

134

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

「農業振興地域制度に関するガイドライン」における農用地区域からの除外に係る要件の明確化

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項各号に該当している土地であっても、農用地としての必要性が失われている土地と認められる場合には農用地区域からの除外が可能であることを、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて明確化すること。

具体的な支障事例

農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項において、農用地区域は「農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において」定めるものとされている。

この農用地区域を定めた農用地利用計画を変更するに当たり、市町村が法第12条の2第1項に基づく基礎調査を行った場合、その調査の結果、法第10条第3項各号の要件は満たすものの、上記の柱書の趣旨に照らして、農用地としての必要性が失われ、他の土地利用計画との整合性に鑑みても農用地以外の利用が適当と考えられる土地が発生することがある（例：一方は他の農地に面しているものの三方は市街地に囲まれている農地のような、農用地としての一体性は失われていないものの、経済事情の変化により市街地内に取り残されつつある一団の農地等）。

これを受けて、市町村においては農用地区域からの除外を検討したが、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2の(1)の①においては、法第10条第3項各号に該当しなくなった場合、非農地に該当することとなった場合、開発行為の許可が不要な施設の場合についての変更に限定して記載されており、上記のような事例において、農用地区域から除外できるか明確に示されていない。

そのため、市町村においては、農用地区域から除外できるか判断できず、また、県としても相談を受けても除外の可否について適切にアドバイスできない状況が生じている。結果として、適切な土地利用調整が行えず、逆に農用地区域への宅地のにじみ出しが徐々に行われてしまい、他の土地利用計画とも齟齬が生じるなど、対応に苦慮している。

なお、ガイドライン第16の1(1)③イ a によると、法第10条第3項各号に該当していたとしても、農用地区域に含めない場合も想定されていることから、状況の変化により除外することは可能と考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村の土地利用計画である農振計画及び農用地利用計画が、基礎調査に基づいた市町村の判断により変更できる旨が明確となり、適切な転用需要の誘導、守るべき農用地の確保及び農振計画の他の土地利用計画との整合性の確保をすることができる。

根拠法令等

農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、南知多町、たつの市、徳島県、小値賀町、宮崎県

○農用地区域の編入及び除外の基準について、要件が明確化されていないことにより、計画見直しの際に県等に何度も確認が必要となるなど、支障がでている。

○当市においても、例えば、一方は他の農地に面しているものの三方は市街地に囲まれている農地のような、農用地としての一体性は失われていないものの、経済事情の変化により市街地内に取り残されつつある一団の農地等は存在している法律第 10 条第3項各号に該当している土地であっても、農用地としての必要性が失われている土地と認められる場合には農用地区域からの除外が可能であることを、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて明確化されていないため、このような事例において農用地区域から除外できるか判断できない。

○農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第3項において、農用地区域は「農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において」定めるものとされている。この農用地区域を定めた農用地利用計画を変更するに当たり、市町村が法第 12 条の2第1項に基づく基礎調査を行った場合、その調査の結果、法第 10 条第3項各号の要件は満たすものの、上記の柱書の趣旨に照らして、農用地としての必要性が失われ、他の土地利用計画との整合性に鑑みても農用地以外の利用が適当と考えられる土地が発生することがある。

各府省からの第 1 次回答

農業振興地域の整備に関する法律(以下「法」という。)第 10 条第3項は、農用地利用計画に定めなければならない土地を規定しており、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であって、同項各号に掲げる土地に該当する土地については、農用地利用計画を定めなければならない。

また、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合は、法第 13 条第2項各号の要件を満たす場合に限り可能となっている。

御提案の「具体的な支障事例」にあるような、市街地に取り残されつつある一団の農地等については、都市計画の変更等、地域の土地利用の計画の調整により、農用地区域の変更を行うことが望ましいと考える。

なお、御提案の「具体的な支障事例」においては、法第 10 条第3項各号に該当している土地であって、農用地区域からの除外が可能であることの論拠として、農用地区域は「農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において定めるものとされている」と述べられているが、「農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において」の文言は、「農業上の用途の指定」にかかるものと解されており、農用地区域に含める土地を「必要な限度において」定めるものではない。

また、同じく論拠として、農業振興地域制度に関するガイドライン第 16 の1の(1)の③のイのaを指摘されている。しかしながら、当該規定は、農用地等以外に供することを目的として、農用地区域より除外したものの、転用がなされない等、長期間にわたってその目的に供されていない場合において、引き続き農用地等以外の目的に供する見込みがないことが明らかとなり、法第 10 条第3項各号に該当する場合には農用地区域に含めることとしているものであり、農用地等以外の目的に供さない同項各号に該当する土地は、速やかに農用地区域に含めるべきことを指導しているものに過ぎず、同項各号に該当する土地の農用地区域への編入について市町村の裁量を認めているものではない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本件のような農振法及びガイドライン上に示された除外の要件によらない除外に関し、市町村からの質問も多いことから、回答趣旨について、ガイドライン上明確となるよう検討をお願いしたい。

また、都市計画の変更等、地域の土地利用の計画の調整により、農用地区域の変更を行うことが望ましいという回答をいただいたが、「都市計画と農林漁業との調整措置について(平成 14 年 11 月 1 日付 14 農振第 1452 号農村振興局長通知)」に基づけば、市街化調整区域から市街化区域へ編入する場合については、具体的な転用計画がなくとも、農用地区域から除外して市街化区域への編入が可能であるものの、非線引き市町村においては、具体的な除外できる転用計画がない限り、農用地区域から除外して用途地域を設定することはできず、また、都市計画法以外の計画(国土利用計画(市町村計画)等)については、農用地区域からの除外に影響を与えるものでない。そのため、本県においては、線引きの5市町を除く 72 市町村では、市街地に取り残されつつある一団の農地等について、都市計画の変更等により、農用地区域の変更を行うことはできない。

都市計画の変更等により対応することが望ましいのであれば、非線引き市町村等においても、農用地としての必要性が失われ、他の土地利用が適当と判断し、都市計画や国土利用計画等の市町村の土地利用計画に農用地以外の用途に供するものとして位置付けるなどした土地については、当該土地利用計画に沿って農用地区域の除外等の変更が可能となるよう検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

農業振興地域整備計画の変更については、法第13条第1項に規定され、その技術的助言としてガイドラインにおいて、第16の1の(1)の①及び②では「農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更」、第16の1の(1)の③では「基礎調査の結果」、第16の1の(1)の④では「経済事情の変動及びその他情勢の推移」について記載されているところである。

引き続き、本制度について研修等の機会に啓発していくこととする。

なお、1次回答で述べた「御提案の「具体的な支障事例」にあるような、市街地に取り残されつつある一団の農地等については、都市計画の変更等、地域の土地利用の計画の調整により、農用地区域の変更を行うことが望ましい」については、都市計画法に基づく区域区分が設定されていることを前提に、市街地の拡大については、市街地整備の実施の見込み等を確認しつつ計画的に進めることが望ましいとの趣旨から例示として記載したものである。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

(ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。

・市町村(特別区を含む。)の定める農用地利用計画(10条3項)については、農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において、農業上の用途を指定して定めるものであることを明確化する。

[措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

135

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

開発行為の許可不要施設の整備に係る農用地区域の変更にあたり基礎調査を前提としない旨の明確化

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

開発行為の許可が不要な施設を整備した際の農用地区域の変更にあたり、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2による基礎調査を前提とせずとも計画が変更できることを、農業振興地域制度に関するガイドライン上、明確にすることを求める。

具体的な支障事例

農用地において開発行為を行おうとする場合、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項第1号から第12号に該当すれば、開発行為の許可は不要となる。この場合、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2の(1)の④により、「施設を整備中又は整備後に、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地でなくなったとして農用地区域を変更すること」とされている。ところが、当該農用地区域の変更が法第12条の2による基礎調査を行わなくても随時除外できるかどうかは、ガイドライン上に明確に記載されておらず、変更のタイミングの判断に苦慮しており、市町村からの問い合わせも年間で度々行われている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

開発行為の許可不要施設に係る農業振興地域整備計画の変更を行うにあたっての取扱いが明確になり、当該施設に係る行政判断、事務について効率化される。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第12条の2、第13条及び第15条の2農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)
別添第16の2(1)④

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、たつの市、徳島県、宮崎県

○開発行為の許可不要施設に係る農業振興地域整備計画の変更を行うにあたっての取扱いについて、法第12条の2による基礎調査を行わなくても随時除外できるかどうかは、ガイドライン上に明確に記載されていないため、変更のタイミングの判断に苦慮する場合がある。

各府省からの第1次回答

農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律(以下、「法」という。)第13条第1項による変更においては「基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたとき」と規定されており、法第15条の2第1項ただし書に該当する行為が行われ、経済事情の変動その他情勢の推移により農用地区域の変更の必要が生じた場合は、必ずしも基礎調査を実施しなければならないものではない。今回、明確化を求められていることから、農業振興地域制度に関するガイドラインの改正を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご回答の方向で対応いただきたい。

なお、開発行為の許可が不要な施設について、基礎調査を実施せずに農用地区域の変更を行う場合、法第10条第4項に該当しない土地であれば、法第10条第3項に該当しなくなった土地として、農用地区域から除外することとなると考えるが、その旨をガイドライン上、経済事情の変動その他情勢の推移等変更事由についての項目でも明確にしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

ガイドラインを改正し、第16条の2の(1)の④に、開発行為の許可が不要で、農地転用許可も不要な施設を整備することにより、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地でなくなったことにより農用地区域を変更する場合は、法第12条の2第1項の規定に基づく基礎調査を必ずしも実施する必要がない旨を記載することとする。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

(ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。

・農用地区域内における開発行為の許可が不要な行為(15条の2第1項ただし書)により農用地等とすることが適当でなくなった場合の農業振興地域整備計画の変更(13条1項)については、同計画に関する基礎調査(12条の2第1項)を実施する必要がないことを明確化する。

[措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

136

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

「農業振興地域制度に関するガイドライン」の記載事項の削除

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2(1)④の記載から「(規則第37条)」の文言を削除すること。

具体的な支障事例

農業地域の振興に関する法律第15条の2第1項柱書においては、農用地区域内において開発行為をしようとする者は都道府県知事等の許可が必要な旨が規定されているが、同項ただし書において、同項第1号から第12号までに該当する行為については、許可が不要とされている。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第35～37条においては、それぞれ法第15条の2第1項第1号、9号、11号の内容について詳細に規定している一方、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2(1)④においては、「法第15条の2第1項の規定による同項に規定する開発行為の許可が不要(規則第37条)であり、農地転用許可も不要なもの」と記載されており、当該記載により、上記法第15条の2第1項ただし書の規定にかかわらず、施行規則第37条(法第15条の2第11号)に該当する場合のみが対象となるとの誤解が生じており、市町村等の判断の支障となっている。

また、市町村から県に対しての当該規定に関する問い合わせも度々行われており、対応に時間を要している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

開発行為の許可不要施設に係る判断が明確になり、当該施設に係る行政判断、事務について効率化される。

根拠法令等

農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)別添第16の2(1)④

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、たつの市、徳島県、熊本市、宮崎県

○当市での事例はないが、現在のガイドラインの記載内容だと、施行規則第37条(法第15条の2第11号)に該当する場合のみが対象となるとの誤解を招くおそれがあるため、提案のとおり、「(規則第37条)」の文言を削除すべきと考える。

○農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、法第15条の2第1項ただし書の規定と、施行規則第37条(法第15条の2第11号)の記載が分かりにくいと思われる。

各府省からの第1次回答

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条に定める行為を行う土地は、特に農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項の農用地区域に含めない土地に該当する場合が想定されることから、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2の(1)の④の括弧書きとして記載しているところであるが、誤解を招いているようであれば好ましくないことから、農業振興地域制度に関するガイドラインの改正を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

誤解が生じていることから、ご回答の方向で対応いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

ガイドラインを改正し、第16の2の(1)の④の括弧書きは削ることとする。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

(ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。

・農用地区域内における開発行為の許可が不要な行為(15条の2第1項ただし書)については、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもの(施行規則37条)に限定されないことを明確化する。

[措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農地利用最適化推進委員に係る定数の参酌基準化

提案団体

生駒市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数について、地域の実情に応じ弾力的に定めることができるとなるよう、従うべき基準から参酌すべき基準へ見直すことを求める。

具体的な支障事例

平成 27 年に農業委員会等に関する法律(以下「法」という。)が改正され、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を担う推進委員が新設された。

この推進委員の定数については、政令で定める基準に従い、条例で定めることとされており、その基準として「農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)以下」とすることが政令において定められている。

本市では、農地面積が 628 ヘクタールであるため、上限となる 7 人の委員を委嘱し、法第 17 条第 2 項の規定に基づき、各推進委員に担当区域を割り振った上で、利用状況調査、日常パトロール、集落座談会等の現場活動を行っていただいている。農業委員も現場活動を行うことが可能であるため、現状では、1 地区ごとに農業委員と推進委員が 2 人 1 組になって協力して現場活動を実施している状況である。

しかし、本市農地の特徴として、急峻な地域であり、不整形で小規模な農地(1 筆当たりの面積が平均で約 350 m²) や車が進入できない農地が多いため、高齢者が多い推進委員一人が、担当する区域内について調査等を行うのには非常に労力と時間がかかる。推進委員を 7 人から 10 人に引き上げられれば、域内の地区割りを 10 地区として、推進委員一人一人の負担を軽減することが可能になると考えている。

このように、農業委員会の運営体制や区域内にある農地の地理的状況等は地域によって様々であるにもかかわらず、現行の画一的な定数基準によって、農地等の利用の最適化の推進のための活動に支障を来たしていることから、地域の実情に応じて定数を決定することができるよう、定数基準の参酌化を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

推進委員が担当する区域の現場活動の負担が軽減され、農地等の利用の最適化の推進のための活動を効率的かつ効果的に行うことができる。

根拠法令等

農業委員会等に関する法律第 18 条第 2 項、農業委員会等に関する法律施行令第 8 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

御杖村、京都市、枚方市、上田市、鳥取県

○大都市近郊の当市の農業は、農業従事者の高齢化と都市化により、担い手の減少や後継者不足、遊休農地の問題がますます深刻化しております。農業委員会組織は、平成29年7月20日から新体制となりました。旧体制の農業委員数が17名であり、その数を上限として、新体制の農業委員数と推進委員数を定めました。当時の農地面積は589haであったため、推進委員を6名として、残りの人数11名を農業委員としました。当市推進委員の活動は主に、①農地法等許可案件に関する担当地区の現地調査及び総会出席、②推進委員の打合せ（ほぼ毎月）、③遊休農地等の担当地区現地調査であります。特に③においては、推進委員の丁寧な現地活動により、遊休農地を減らすことができました。当市の場合、②と③は推進委員のみの活動であり、農業委員よりも推進委員の業務量が多い状況です。当市は、都市近郊であるため農地から宅地化などの転換が大幅になされ、年々農地が減少しています。今年度委員の改選があり、令和2年7月20日からの推進委員の定数は、農地面積が531haであったため、何とか今期と同様の6名を確保することができました。しかし、このまま農地の改廃が進んでいくと、3年後の推進委員の定数が減る可能性が高いと危惧しています。農地面積だけで人数を定めると市域の面積は変更はないため、人数が減ると必然的に推進委員の活動範囲が広くなり、推進委員の負担が増えることが予想されます。そのため、今までのような活動は難しくなるかと思われます。できれば、今後も現行人数を維持し、推進委員の活動を発展させていきたいと考えます。地域の実情に応じた形での推進委員の定数を定めることができれば、農業委員会必須事務である「農地等の利用の最適化の推進」の活動が長期的に充実した形で取り組めると考えます。

各府省からの第1次回答

推進委員の定数については、平成27年に農業委員会等に関する法律を改正し、推進委員を設置するにあたり、全国の農業委員会の意見を踏まえて決定したもので、その結果、推進委員が農地利用の最適化を行うにあたって適切な農地面積を、100ha当たり1人を上限として定めている。

なお、農業委員会事務局として臨時職員を雇用するための予算を措置しているところであり、推進委員を補助する者を雇用することで、少しでも推進委員の負担を減らすことは可能であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

推進委員の定数は、「全国の農業委員会の意見を踏まえて決定したもので、その結果、推進委員が農地利用の最適化を行うにあたって適切な農地面積を、100ha当たり1人を上限として定めている」との見解であるが、「農業委員会組織・制度見直しに関する要請」（平成26年12月4日平成26年度全国農業委員会会長代表者集会決議）では、地域の農業・農地に十分な責任を果たしうる活動をするための担当地域の委員一人当たりの農地面積を「概ね1人当たり100haとして、十分な体制整備を図ること」を国に求めていた。農地の地理的状況等は地域によって様々であるところ、現行の画一的な定数基準によって、農地等の利用の最適化の推進のための活動に支障を来たしている。地域の農業・農地に十分な責任を果たしうる活動をするためにも、「概ね1人当たり100ha」を「従るべき基準」として上限を定めるのではなく、「参酌すべき基準」として地域の実情に応じ弾力的に定めることが可能となるよう、今回見直していただきたい。

推進委員の定数基準が参酌化されれば、推進委員一人ひとりの負担が軽減され、よりきめ細かく農業者の声や農地の状況等を把握することが可能となり、もって担い手への農地利用の集積や遊休農地の発生防止・解消、新規農業者の参入促進などの効果が期待されるので、積極的に検討いただきたい。

なお、「推進委員を補助する者を雇用することで、少しでも推進委員の負担を減らすことは可能である」との見解が示されているが、推進委員が担当する区域の範囲に変わりはないことなどから、推進委員の負担軽減は極めて限定的であり、支障を根本的に解決することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「従るべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行す

べきである。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○地域によって農地の地理的状況等が区々の中で、機械的に農地面積(ha)を100で除して得た数を推進委員の定数の上限とする現行の基準は、硬直的であり、地域の実情を踏まえ、見直すべきではないか。

○地域の実情を必要最小限度で早急に把握した上で、推進委員が農地利用の最適化等の役割を全うできるよう検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○交付金の財源制約は、必ずしも定数に上限を定める根拠とならないのではないか。

各府省からの第2次回答

農地が点在している等により推進委員の農地利用最適化業務に支障が生じていると市町村長が認めた場合に限り、推進委員の定数基準を見直す方向で検討する。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(4) 農業委員会等に関する法律(昭26法88)

農地利用最適化推進委員の定数の基準(施行令8条)については、令和3年夏を目途に政令を改正し、令和4年度から農業委員会ごとの農地等の状況に応じて配置できるよう緩和する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

140

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの収集方法の合理化

提案団体

徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

肉用牛経営安定対策において、標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を経由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。

具体的な支障事例

本県では、平成30年12月26日付け30農畜機第5252号-1に基づき、県内の生産者の取引がある農林水産省大臣官房統計部から牛枝肉の取引価格が公表されている25カ所の卸売市場以外の市場(県内外)から肉用牛の枝肉取引データの収集を行っているが、食肉市場によっては取引データの提供を断られている。その理由としては、市場において県別にデータを管理しておらず、複数の県からのデータ提供依頼を受けるため、県別のデータ抽出等の事が煩雑になっているためである。

また、県としても、複数の市場等から販売日、個体識別番号、性別、枝肉重量、枝肉価格等を収集して、販売月の翌月15日までに国に報告することとなっているが、確認するデータの数が多く、事務負担が大きくなっている。

当該交付金は、県内の生産者の経営の安定を図る上でも有意義な制度であるが、本年5月から枝肉販売価格のブロック別算定が開始しており、都道府県ごとのデータの収集は必ずしも必要ではなく、以上の事情からも非効率的になっているのではないかと考える。

一方で、国または機構から一元的にデータの収集を行った方が、国または機構と市場だけでデータのやり取りをすることになるため効率的であり、市場にとっても制度の趣旨を十分に理解した上でデータ提供を行うことが可能となり、報告徴収権限等を有する国または機構からの依頼の方が十分なデータ収集が可能となると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国または機構が一元的に取引データを収集することで、報告数の増加が見込まれる。これにより正確な取引価格の把握が可能となり、ブロック別算定の趣旨に則った生産者への交付金の交付が可能になる。

根拠法令等

畜産経営の安定に関する法律、畜産経営の安定に関する法律施行規則、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱、肉用牛肥育経営安定交付金制度における標準的販売価格の算出に係る牛枝肉取引価格等の収集・提供の実施について、畜産経営の安定に関する法律施行規則第9条第1項及び第10条第1項の農林水産大臣が定める都道府県の区域ごとに標準的販売価格及び標準的生産費を算出する方法について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県、島根県、上板町、鹿児島県

○当県では、平成30年12月26日付け30農畜機第5252号-1に基づき、県内の生産者の取引がある農林水産省大臣官房統計部から牛枝肉の取引価格が公表されている25力所の卸売市場以外の市場（県内外）から肉用牛の枝肉取引データの収集を行っているが、食肉市場によっては複数県からのデータ提供依頼を受けるため、県別のデータ抽出等の事務が煩雑になっていることなどから、取引データの提供が困難な場合がある。また、県としても、複数の市場等から販売日、個体識別番号、性別、枝肉重量、枝肉価格等を収集して、販売月の翌月15日までに国に報告することとなっているが、確認するデータの数が多くなり、事務負担が大きくなる。当該交付金は、令和2年5月から枝肉販売価格のブロック別算定が開始され、県内の生産者の経営の安定を図る上でも有意義な制度であるが、国または機構から一元的にデータの収集を行った方が、国または機構と市場だけでデータのやり取りをすることになるため効率的であり、市場にとっても制度の趣旨を十分に理解した上でデータ提供を行うことが可能となり、報告徴収権限等を有する国または機構からの依頼の方が十分なデータ収集が可能となると考える。

○当県においても、25卸売市場以外の市場（相対取引市場）から肉用牛の枝肉取引データを収集しているが、データ抽出・確認の事務負担が大きい。25卸売市場のデータ収集も求められていたが、対応が困難である旨を回答。国または独立行政法人農畜産業振興機構において、一元的に市場からデータ収集を行うのが効率的である。

○都道府県ごとのデータの収集は、当県算定に必要であったため、食肉センターから枝肉価格と枝肉重量を県別に分けて提供してもらっていたが、本年5月から枝肉価格と枝肉重量は地域ブロック別算定となり、都道府県に報告する必要はなくなったところ。また、食肉センターや都道府県の事務処理上の負担軽減にもつながることから今回の見直しは必要と考える。

○当県においても、複数の市場等から販売日、個体識別番号、性別、枝肉重量、枝肉価格等を収集し、販売月の翌月15日までに国に報告しているが、確認データ数が多く、関係団体とのダブルチェックもあり、関係する事務負担が大きくなっている。また、本年5月からは枝肉販売価格のブロック別算定が開始しており、必ずしも都道府県ごとのデータ収集は必要なく、国または機構が一元的にデータの収集を行う体制を構築した方が効率的であると考える。

○当県は、県内の生産者の取引がある農林水産省大臣官房統計部から牛枝肉の取引価格が公表されている25力所の卸売市場の枝肉取引データを機構が使用し、主産物価格を算出しているため、事務負担はないが、本年5月から枝肉販売価格のブロック別算定が開始しており、都道府県ごとのデータの収集は必ずしも必要ではないことを鑑みると、国または機構から一元的にデータの収集を行った方が、効率的であると考えられる。

各府省からの第1次回答

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）制度における標準的販売価格の算出に係る牛枝肉取引価格等については、主産物価格の算定に当たって地域の取引実態を反映するため、品種の区分ごと（肉専用種、交雑種、乳用種）の相対取引及び市場取引における枝肉取引データの提供を都道府県に依頼し、機構がデータの収集及び公表を行うこととしている。具体的には、都道府県が農協や市場等のデータ提供元から精算伝票を入手し、取引日、個体識別番号、品種、性別、規格、枝肉重量、枝肉価格のデータの確認を行った上で所定の様式に入力し、販売月の翌月15日までに機構に提出、機構は提出されたデータについて内容を精査の上、主産物価格の算定に利用している。

牛マルキンの公正かつ透明性の高い運営を行うためには、算定に用いるデータの地域格差や価格の偏りを減らすため、できる限り多くの枝肉取引データを確保する必要がある。この考え方は、牛マルキンの法制化時に引き継がれ、格付枝肉の売買に係る総取引高によって算定することを規定しているところである。このため、標準的販売価格の算定にあたっては、公表されている公正なデータである市場取引データだけでなく、全国各地の食肉センター等で行われている相対取引における枝肉取引データを算定に利用する必要がある。相対取引データは主な提供元が県の農協等であるが、当該県に占める相対取引の割合が県によりまちまちで、取引相手が複数にわたる県も多いことから、国又は機構が全国で約100にものぼる取引相手から個々にデータを毎月収集することは困難であることから、引き続き都道府県で収集を行うことが必要である。また、市場取引データについては、各県の生産者は複数の市場に出荷しており、各県の牛がどこの市場でいくらで取引されたかを国又は機構がそれぞれの市場からデータを毎月収集することは困難であることから、引き続き都道府県で収集を行う必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県には報告徴収権限等がないことから、食肉市場から、都道府県別のデータ抽出等の事務が煩雑なため、提供を断られることもあるが、国または機構には報告徴収権限等があることから、円滑にデータを収集することができるため、データ数が増加し、より正確な取引価格の把握が可能となると考えられる。

取引データを都道府県に収集させることは、法令に法定受託事務として規定されているわけでもないところ、本交付金の算定に当たって都道府県に事務を行わせる根拠がないことを踏まえ、データ収集等の事務は国または機構で行うべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【岩手県】

国又はALICが相対取引の都道府県別取引データの収集を行うのが困難であることは理解するが、25市場の取引データについては、国等が直接収集した方が効率的ではないか。

【鹿児島県】

都道府県ごとの枝肉データの収集は、県別算定に必要であったため、食肉センターから枝肉価格と枝肉重量を県別に分けて提供してもらっていたが、本年5月から枝肉価格と枝肉重量が地域ブロック別算定となり、県別に分ける必要がなくなった。

ほとんどの食肉センターは、複数の県をまたいで取引を行っており、これまで枝肉データを毎月県ごとに仕分け、複数の県に送付していたことから、ブロック算定となったことを受けて、県毎に仕分けることは、非効率と考える。

地方六団体からの意見

一

各府省からの第2次回答

1 できるだけ実態に即したデータを数多く集めて、政策に反映させるという目的と、各県にとっても自県産の枝肉価格の情報を得られるメリットがあるという点から、これまで各県を通じて枝肉取引データを収集していた。

2 今回、国及びALICが直接、枝肉価格の収集を行うこととなれば、

①これまでより相対価格のデータの収集は難しくなり、実態に即したデータではなくなる可能性があること

②収集したデータについては、国が収集先との契約により収集したデータとなるので、各県への提供は困難となる可能性があること

③全国平均に比べて極めて枝肉価格の高い県については、県単独で算定することとしているが、各県ごとのデータが不十分になると、こうした運用はできなくなる可能性があること等の問題点が考えられる。

3 マルキンは全国の制度であるので、公平性を保つ必要があり、特定の県に限り国又はALICが直接データを収集することは適当ではなく、全ての都道府県で、上記のような点について了承してもらうことが必要であると考えている。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(11)畜産経営の安定に関する法律(昭36法183)

肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格(3条4項)の算出に用いる牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、都道府県に令和2年度中に通知する。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し協力を依頼するなど国による必要な支援を令和2年度中に実施する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

165

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越事務手続きの簡素化の徹底

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

求める措置の具体的な内容

地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越(翌債)事務手続きについて、添付書類の撤廃など、事務の簡素化の徹底を図るよう求める。

具体的な支障事例

繰越(翌債)事務手続きについては、「繰越(翌債)事務手続きの一部改正について」(平成27年2月19日付事務連絡第340号財務省主計局司計課長)により、繰越(翌債)事務手続きの簡素化が図られているところであります。明許繰越し及び翌債の承認手続きにおける申請書類は、「①繰越計算書、②箇所別調査及び理由書、③審査表」とされており、地図、工程表その他の添付書類は提出不要となっている。

これらの簡素化の取組は、現場での繰越手続等が非効率を招かないようにする観点から実施されたものだが、各省各庁の長から繰越に関する事務を委任されている支出負担行為担当官により求められる事務手続きが異なる。

支障事例である農業集落排水施設整備事業(支出負担行為担当官は農政局)においては、図面、工程表、経緯書などの本来提出が不要な書類の作成・提出を求められており、経緯書は、繰越事由の発生日や内容等を時系列で整理するように、農政局から指示を受けているが、これらの書類は本来財務省への提出が不要と考えられる。

具体的には、繰越承認申請書類(図面、工程表、経緯書含む)の作成には1週間程度要しており、繰越承認申請書類の提出から繰越申請承認まで1か月半程度を要している。

その一方で、特定環境保全公共下水道事業(支出負担行為担当官は県)においては、地図、工程表その他の添付書類の提出は求められていない。こちらは、繰越承認申請書類の提出から繰越申請承認まで約2週間程度である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本来提出不要な書類(図面、工程表、経緯書など)の作成に係る事務負担が軽減され、繰越事務手続きの迅速化が図られる。

根拠法令等

財政法第14条の3、繰越(翌債)事務手続きの一部改正について(平成27年2月19日付事務連絡第340号財務省主計局司計課長)、地方創生汚水処理施設整備推進交付金要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、浜松市、京都市、熊本市、宮崎県

- 当市では同様の支障事例はないものの、担当部署で異なる対応をされると、今後同様の支障が予想される。
- 当県においても、農業集落排水施設整備事業について農政局に同様の資料提出を求められている。

各府省からの第1次回答

縢越事務手続きの迅速化に向けて、縢越事務手続の現状を調査した上で、関係省と調整し、必要な対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

縢越事務手続きの現状調査及び関係省との調整を早急に行い、本来作成・提出が不要な地図、工程表その他の添付書類の撤廃など、事務の簡素化を徹底し、縢越事務手続の迅速化をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

ご提案の縢越事務手続きの簡素化については、支障事例で比較されている特定環境保全公共下水道事業と同様、既に各都府県に対して縢越事務の委任がされているところである。
縢越事務が迅速かつ適正に行われるよう農政局及び各都府県へ周知を図ってまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(19) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金

(i) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち、農業集落排水施設の整備に係る縢越しの手続に関する事務については、予算決算及び会計令(昭22勅令165)140条に基づき、都府県の知事又は知事の指定する職員に委任していることを、地方農政局に改めて通知する。

[措置済み(令和2年9月29日付け農林水産省事務連絡)]

(関係府省:財務省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

166

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の早期着手の実現

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る交付決定の効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。

具体的な支障事例

地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、同交付金交付要綱に基づき、交付申請を行い、所管省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）の交付決定通知を受けたうえで汚水処理施設（農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽）の整備事業を推進している。

交付決定の効力は交付決定日以降に生じることとなるが、農林水産省、環境省事業では6月上旬に交付決定通知がなされ、この場合の事業期間は約10か月（6月～翌年3月）となる。

また、当該交付金要綱では、交付決定前事業着手に関する規定がなく、その効力を年度当初（4月1日付け）から生じさせることができない状況となっている。

特に、農林水産省の事業については、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備（道路下に管渠を布設する工事）を行っているが、以下のような事例で支障が生じている。

（支障事例）

交付決定日が6月となるため、約2か月工事を実施することができず、年度内での予算執行の観点から、場合によっては工事の分割発注を行うこともあり、これにより発注事務が煩雑となる。

また、管渠の布設工事を行う場合には、地元の方々と道路の通行規制や工程などの調整を行いながら事業を進めている。分割発注を行うことにより、工事箇所が近接した工区では、地元との調整に加え、施工業者同士の調整が必要となるなど、調整が複雑化することとなる。こうした調整により時間を要するなど、円滑な事業実施に影響が生じている。

以上、本事業は、複数の類似施設（農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽）を連携して一体的に整備する必要があることから、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金と同様に、農林水産省、国土交通省、環境省の全ての本事業について、交付決定日にかかわらず効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付決定の効力開始日を年度当初（4月1日付け）とすることにより、これまでより長期の事業期間を確保でき、円滑な事業運営に資する。

根拠法令等

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、浜松市、豊橋市、京都市、熊本市、竹田市、宮崎県

○当市では同様の支障事例はないものの、事業実施の際に提案された取り扱いになると円滑に事業が執行できる。

○農林水産省の交付決定通知は例年6月上旬にあり、それまで工事の公告が行えないので、2月末しゅん工を実施できない事例がある。また、早期着手が可能となることで調査・診断業務が早期着手でき、次年度予算要求が円滑に行え、効率的な事業執行が可能となる。

○当市は、当該補助金を申請していないものの長期の事業期間を確保するという趣旨に賛同出来る。

○当県においても、令和2年度の交付決定は5月26日となっており、執行期間が約10ヶ月となっている。工期の不足期間については繰越措置で対応している。交付決定前事業着手などの規定があれば工期の確保につながる。

各府省からの第1次回答

御提案を踏まえ、関係府省間で地方創生汚水処理施設整備推進交付金における交付決定前着手の導入について検討・調整を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本事業を円滑に実施する観点から、関係府省間での検討・調整を早急に行い、地方創生汚水処理施設整備推進交付金における交付決定前着手を令和3年度から導入していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

交付決定前着手の令和3年度からの導入に向けて、関係府省間で検討・調整を進めてまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(19) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金

(ii) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、令和2年度中に必要な措置を講ずる。

(関係府省：内閣府、国土交通省及び環境省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

176

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

地すべり防止区域の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し

提案団体

栃木県、福島県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

地すべり等防止法第3条に規定される地すべり防止区域について、都道府県知事の進達を受けて主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制の抜本的な見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事は地すべり等防止法に基づき、法定受託事務として地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理や、指定の通知を受けた地すべり防止区域内への標識の設置を行うこととされている。また、地すべり防止区域内において地下水を誘引・停滞させる、大型用排水路を新設する等の行為を行うに当たっては、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、地すべり防止区域の指定については、主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が権限を有しており、都道府県知事は指定の必要がある管内区域について、地すべり指定申請をするものとされている。

例えば、国土交通大臣に対する申請においては、都道府県は予め各地方整備局と事業計画に係る工法協議を行っている。一方、地すべり防止区域の指定に係る事前協議に向けた書類は国土交通省(本省)に提出している。それから都道府県が本省との事前協議の中で、書類修正等の指示を受けて進達を行い、国土交通大臣による指定・告示に至るという流れになっている。進達に先立つ本省との事前協議は、年3回と限られているため、その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れる大きな要因となっている。

昨今、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、土砂災害の危険を感じている地域住民から、地すべり防止工事等への早期着手を求める声があるにも関わらず、地すべり防止区域の迅速な指定が行えないため、工事に着手できず、事業を通じて住民の安心・安全な暮らしを守るという都道府県の責務を果たす上で、大きな支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地すべり防止区域の指定に係る手續を大幅に短縮することが出来れば、都道府県が行う地すべり防止工事の早期着工等が可能となり、地域住民の安心・安全な暮らしに資する。

根拠法令等

地すべり等防止法第3条、地すべり等防止法の施行について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、兵庫県、松江市、愛媛県

○地すべりという特性上、災害関連地すべり事業となる場合が多く、発災する時期が不明であり、一刻も早く対策工事に着手する必要があるため、災害発生時における地すべり防止区域の進達については隨時受付とされたい。

各府省からの第1次回答

国土交通省は、地すべり等災害防止法第3条による地すべり防止区域の指定については、効率的に指定の事務を行うため、年3回都道府県へ指定を行うべき区域についての事前協議を通知しているところである。

しかし、事前協議については、通知の文書において「災害関連緊急地すべり対策事業（※）など急を要する場合は、個別に調整願います。」（※災害関連緊急地すべり対策事業）と記載しており、年3回の事前協議時に限らず、対応を可能としているところであり、具体的な支障事例として記載の「その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回（4ヶ月後）以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れる大きな要因となっている。」については、事実とは異なるところであると認識している。

地すべり等防止区域の指定については、計画的に進めさせていただいているところであるが、「災害対応に限らず」急を要する場合は個別に調整し、事前協議に間に合わない場合においても指定を行っているところである旨について、今後は、各都道府県に発出している文書にも明確に記載し、広く周知して参りたい。

農林水産省においても、国土交通省と同様に、急を要する案件について隨時対応を行っており、今後もしっかりと対応して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地すべり防止区域は地すべり対策の基礎として非常に重要な役割を果たすものと承知しているが、その指定については、地すべりの危険を感じている地域住民にとってはいずれも急を要するものであり、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化する昨今の状況を鑑みれば、その指定の迅速化がますます必要になっているものと考える。貴省の第1次回答によれば「急を要する場合は個別に調整」しているとのことであるが、結果的に事前協議の実施が認められなければ指定が遅れ、早期の対策を行えないこととなる。また、事前協議を予定していた案件が地権者同士の境界確認他など不測の日数を要し、計画的に進められない場合もある。

以上を踏まえ、事前協議について、個別の調整を要することなく全て隨時受付可能としていただきたい。

なお、随时受付について、各都道府県において指定を計画的に進めることとは必ずしも矛盾しないと考えるが、その点について貴省の見解があればお示し願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

国土交通省では、第一次回答のとおり、「急を要する場合は個別に調整」を行っているが、これは、該当案件がある場合には、その旨ご連絡をいただければ、当該地方公共団体と日程調整等をした上で、年三回という期限に限らずに隨時事前協議の受付を行っているという趣旨であり、実際もそのように対応しているところである。従って、「その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回（4ヶ月後）以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れ」、計画的に進められないとにより支障が生じる場合には、適宜連絡されたい。

農林水産省としても、実質的に随时事前協議の受付を行っているところであるが、その旨を周知して参りたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(10) 地すべり等防止法(昭33法30)

地すべり防止区域(3条1項)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において地すべり防止工事(2条4項)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る主務大臣との事前協議を隨時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。

(関係府省:国土交通省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

177

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

鳥獣被害防止総合対策交付金における「軽微な変更」の範囲拡大及び交付限度額に関する考え方の見直し

提案団体

栃木県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

鳥獣被害防止総合対策交付金について、推進事業に要する一定程度の経費配分の変更を「軽微な変更」として取り扱い、国の変更承認を不要とすること。
また、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業で定められている交付限度額を廃止すること。

具体的な支障事例

鳥獣被害防止総合対策交付金において、推進事業に要する経費配分の変更は金額の如何に関わらず重要な変更として、国の変更承認を要する。本県では、国から変更承認を受けるまでに2ヶ月程度要したことがあり、急遽必要とされた捕獲強化のための機器を迅速に導入できないといった支障が生じた。推進事業費については、都道府県に配分された額の範囲内において、都道府県の裁量によって主体的に各事業への振り分けを行えるようにするべきである。

また、当該交付金の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業においては、都道府県が主導して広域捕獲活動等を行っているが、当該事業に割り当てられる限度額が2,300万円と定められている。この限度額によって、鳥獣の出没状況に応じた緊急的な取組を行う必要が生じた際に、経費配分の変更等によって対応しようとしても、必要な捕獲活動を十分に実施することができなくなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

補助事業に要する一定程度の経費配分の変更を「軽微な変更」として取り扱い、国の変更承認を不要とすることで、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するなどの対応が可能となるだけでなく、国や都道府県の事務負担が軽減される。

また、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業で定められている交付限度額を廃止することにより、緊急の広域捕獲活動を必要に応じて行うことが可能となり、野生鳥獣被害の深刻化・広域化に歯止めをかけ、地域関係者の負担が軽減される。

根拠法令等

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第9、第10
鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領別記2の第2の1

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

前橋市、長野県、京都市、大阪府、兵庫県、壱岐市

○経費配分の変更に伴う国への変更申請については、承認通知までの約1か月間、当該事業が執行できない事例があった。事業実施主体が同じである市町推進事業と緊急捕獲事業は一体的な取り組みであることから、相互間の経費配分の変更について国への変更申請を不要とすることで、事業の円滑な執行だけでなく、国・県の負担軽減、不用額の減少等につながると考える。

各府省からの第1次回答

補助事業等における経費については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適化法」という。)第7条に基づき、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときに、各省各庁の長の承認を受けて、補助事業等における経費の配分の変更が可能となるものである。
そのため、当交付金についても、都道府県の裁量で各事業への振り分けを行った後に、補助事業等における経費の配分の変更(相互間におけるそれぞれの経費の増減)を行う場合は、適化法第7条に基づき、地方農政局長の承認を受けて変更を行い、適正な交付金の執行となるようになされているものである。
なお、支障事例への対応として国の変更承認を迅速に行う必要性を鑑み、これらに係る手続き期間の短縮について、地方農政局等に対して適切に指導し円滑な事業執行となるようにしてまいりたい。
鳥獣被害防止都道府県活動支援事業で定められている交付限度額については、CSF(豚熱)対策のように変更が必要な場合には、撤廃や上限の嵩上げ等必要な範囲で実施しているところであり、これからも状況を鑑みて検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第1項第1号においては、「軽微な変更」の場合は各省各庁の承認が不要とされており、この「軽微な変更」は各省各庁が定めるとされている。このため、今回、補助事業等の目的を達成するための必要な範囲で、当該交付金に係る推進事業に要する一定程度の経費配分の変更については「軽微な変更」との設定をお願いしたい。
また、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の交付限度額について、CSF対策など、複数の都道府県に係る緊急対策のための上限の嵩上げ等は大変有意義でありがたい対応と受け止めている。
今後も交付限度額の撤廃や嵩上げを検討いただけることだが、各都道府県の状況が異なることから、全国一律の交付金限度額とせず、鳥獣の捕獲数等、都道府県独自の状況に応じた対応が可能となるよう、交付限度額の撤廃や嵩上げ等の検討を引き続きお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

当交付金で実施する事業は事業毎の目的に沿って遂行する必要があり、事業間の経費の増減を伴う変更については、当初計画の実効性確保の観点から基本的に承認を得る必要があると考えているところである。
しかしながら、鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業については、協議会(市町村)及び都道府県の地方公共団体が調整しながら行う事業であり、また、柔軟な対応により事業効果を適切に発揮させる観点から、事業毎の目的を達成するために必要な範囲として、事業間の経費配分の一定程度までの変更については、軽微な変更としての取扱いを可能とするべく検討してまいりたい。
鳥獣被害防止都道府県活動支援事業においては、限りある予算の中で、限度額を設けないまま配分することは、要望額次第で各県への配分額に大きく影響を与えてしまい、かえって不平等を生じさせることに繋がるため、限度額の撤廃は行えないが、緊急性のある取組が必要な状況となった場合は、今後も上限額の嵩上げ等を検討し、支援できるように検討してまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(17) 鳥獣被害防止総合対策交付金

鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20 農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20 農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・事業の相互間の経費の額の変更のうち一定のものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

178

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る交付額の算定に前々年度の実績を用いることの見直し

提案団体

栃木県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

鳥獣被害防止総合対策交付金の配分額の算定において、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る前々年度の実績(不用額)については、配分額から減ずることを廃止する又は一定割合以内であれば減じないなど、配分基準を見直すこと。

具体的な支障事例

「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」において、各都道府県への配分額のうち基礎配分については、各都道府県における前々年度の当該交付金等における不用額を上限として減じができるとされている。

当該交付金のうち、鳥獣被害防止総合支援事業や鳥獣被害防止都道府県活動支援事業については、計画的に実施するものであり、事業の進捗管理により不用額を抑えることができるが、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業については、気象災害の影響による生息域の変化、気象変動によるえさ場の変化等により計画通りに捕獲が進まず、想定外の不用額が発生してしまうことがある。このため、前々年度の不測の事態により発生した不用額による減額により、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に向けた取組みに支障を来たしている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲は、気象災害の影響による生息域の変化や気象変動によるえさ場の変化など環境的な要因が大きいところ、前々年度の不用額から配分額を減じることを見直すことで、その年々の野生鳥獣の数に応じた対応を行うことが可能となり、野生鳥獣被害の深刻化・広域化に歯止めをかけ、もって地域関係者の負担を軽減することができる。

根拠法令等

鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

前橋市、長野県、京都市、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県

○緊急捕獲事業は、昨年度捕獲実績等を参考にした見込みの捕獲頭数により要望しているため、当県でも想定外の不用額が発生する事例があった。当初配分が減額された場合でも、補正予算等の措置があれば支障はないが、措置がなくなった場合に支障が出る恐れがある。

○県内の市町においても、自然災害の影響で野生鳥獣の捕獲頭数が減少して翌々年度の配分額が減少し、地

域の捕獲活動に支障が生じた例が報告されている。

各府省からの第1次回答

毎年、要望額が予算額を大幅に上回る状況となっているとともに、不用をなくし限られた予算を有効活用する観点から、不用額を上限として減じる対応を行っているところである。

なお、捕獲される頭数の増減については、気象災害の影響による生息域の変化や気象変動によるえさ場の変化など環境的な要因もあることは承知しているが、現在でも、各都道府県の執行状況を確認しつつ追加要望量を把握し、数次にわたり追加措置を行うなど取組に支障が生じにくいよう対応しているところであります、引き続き同様に対応してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自然環境の要因が大きく影響する捕獲の成果に対して支援いただいている、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業については、自然環境による要因が捕獲実績に大きな影響を及ぼすことから、捕獲計画の達成に向けた市町の担当職員や捕獲従事者の方々が弛まぬ努力を行ったとしても、不用額の発生は予測不可能である。

特に本県においては、上半期に比べ、下半期の捕獲数が多く、かつ1月から3月にかけての降雪の有無で捕獲機会が変動してしまうため、結果として不用額が発生してしまう場合がある。

これにより、翌々年度の同事業のみならず、支援事業や整備事業の他の取組に係る予算を減額されることは、野生鳥獣による農林業被害軽減の、捕獲や防護、環境整備を最前で担っている市町の担当職員や、捕獲従事者、地域住民の方々の対策意欲を大きく減退させるものと思料する。

上記のように、都道府県によっては不用額の発生についてやむを得ない事情もあり、また、追加措置が行われない場合は取組に支障が生じること、追加措置が行われたとしても迅速かつ適切な取組が実現できないことも懸念されるため、交付額の算定の際に、配分額から不用額を減じないなどの検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

自然環境の要因が捕獲活動の進行に影響を与えることは承知しているが、そのような状況においても厳格な執行管理において、不用額を極力出さないように努力して都道府県もあり、これらの都道府県への評価も考慮する必要があることも御承知願いたい。

しかしながら、近年の不安定な気象による災害の影響で想定し得ない生息環境の変化などが起きることも承知しており、このような、例年と比較して明らかな不可抗力による不用額が発生した場合には、その理由等を付していただき、減額の取扱いを緩和できないか検討してまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(17)鳥獣被害防止総合対策交付金

鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・配分額に前々年度の不用額を反映することについては、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととするなど配分基準を見直す。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

179

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

財産処分の承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件の見直し

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

求める措置の具体的な内容

農林水産省所管の間接補助事業に係る交付要綱等において、財産処分の承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件を「間接補助事業者から返還があった場合に限り国に納付」することと規定し、財産処分手続において、間接補助事業者から納付がなされなければ、国は都道府県や市町村に対し自己負担をして納付することを求めてることとする。

具体的な支障事例

国庫補助金を活用して整備された施設については、補助金交付後、補助目的とは異なる目的で使用されたり、勝手に処分されたりすると、補助目的を達成することができなくなるため、当該施設の耐用年数の期間内は、財産処分を行うことが制限され、やむを得ず財産処分を行う場合には、あらかじめ国の承認を受ける必要がある。その際、国は財産処分を承認するに当たり、原則として国庫補助金相当額の納付を条件としている。

間接補助事業の場合、財産上の利益を受けるのは国庫補助金を最終消費する間接補助事業者であるため、国から国庫補助金相当額の納付を命じられた場合には、当該間接補助事業者が都道府県や市町村を通じて国に納付すべきところ、現状は、当該間接補助事業者に返済能力がなく、都道府県や市町村に納付されない場合であっても、国は、財産上の利益を受けていない都道府県や市町村に対し、自己負担をして納付させている。

本県では、平成17年に国のバイオマスの環づくり交付金を活用し、市町村を通じて事業者に対し、食品廃棄物リサイクル施設の整備に係る交付金を交付した。

当該事業者は、自己資金が無かったため、あらかじめ国から補助対象財産に担保権を設定することについて承認を得た上で資金を調達したが、その後、機械の不具合等により操業を停止し、担保権が実行されることとなった。そこで、国から改めて財産処分の承認を受けるよう指示があり「補助金相当額の納付」を条件に承認されたが、当該事業者には返済能力がなく補助金相当額が返納されないにもかかわらず、本県から国へ返納せざるを得なかつた事案がある。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止等を目的とするところ、国庫補助金を財源とする間接補助金の交付事務を行った都道府県や市町村が、間接補助事業者からの納付がない場合に、自己負担をして国庫補助金相当額を国に納付しなければならないとする条件は、法の目的に照らして必要な限度を超えており、

特に、国が全国へ波及させることが必要と判断した戦略的・先駆的な施策に関する補助事業は前例に乏しく、経済動向等に左右されることも多いため、間接補助事業者への適切な管理監督がなされていたとしても、事業に行き詰まるリスクを伴う場合があり、都道府県や市町村は積極的に当該補助事業を実施することができない。こうした状況から地方を解放する効果は極めて大きい。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条、第22条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市、富士市、徳島県

一

各府省からの第1次回答

御指摘の補助金については、間接補助事業者の財産処分に当たって、間接補助事業者が補助事業者に承認を求め、補助事業者が承認に先立ち国に承認を求めるとしているが、補助条件を承継する場合等一定の要件を満たす場合を除き、処分財産の国庫補助金相当額について国庫納付がなされることを承認の前提条件としているところであり、提案のような規定を設けることは適当でない。

なお、財産処分にあたっては、補助事業の申請から交付、監督といった実施手続きの状況をよく吟味した上で対応する必要があることから、各々の事案の性質を踏まえ、関係機関と協議を行いつつ、適切に対応してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、財産処分において国庫補助金相当額の納付を条件とする一般的な運用を否定するものではなく、補助事業者（地方公共団体）に補助事業の実施にあたり特段責に帰すべき事情がなく、間接補助事業者の事情により補助金相当額を回収することができなくなったような場合にも、補助事業者（地方公共団体）に国庫補助金相当額納付の負担を求める運用の不公正さを問題視している。このような運用は、補助金の不正な使用の防止等を目的とする補助金等適正化法の趣旨を超えるものであるだけでなく、国は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならないとする地方財政法の趣旨からも疑問がある。

また、今後も同じような運用が繰り返されるとすると、地方公共団体が予測困難な財政上のリスクにさらされるととなり、国庫補助事業の活用を萎縮させることにもなりかねない。

このため、国の間接補助事業において地方のみが不公正な負担を強いられることのないよう、間接補助事業者から納付がなければ補助事業者（地方公共団体）に国庫補助金相当額の納付を求めないこととするなど、公正なリスク分担のルールを、財産処分の承認基準や各補助事業の要綱等で明確化することが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

間接補助の国庫補助金等を交付するにあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を附する場合は、地方に負担を過度に転嫁する条件を附すことがないようにすべきである。

各府省からの第2次回答

第1次回答で回答したとおり、財産処分承認に際し付す国庫納付等の条件は財産処分承認の前提条件であり、提案のような規定を設けることは適当でない。

間接補助事業は、補助事業者が自らの責任で行う助成金の交付について国の補助金をその財源とするものもあり、負担を転嫁するという指摘は必ずしも当たらないと考える。

なお、財産処分にあたっては、各々の補助事業の申請から交付、遂行、監督、事業運営等の状況をよく吟味した上で、補助事業者等の関係機関の理解が得られるよう、丁寧に協議を行ってまいりたい。

5【農林水産省】

(9)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)

農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、間接補助事業者等が資金繰りの悪化等により補助対象財産を維持管理することが困難となった場合における補助事業者等に対する国庫納付条件について、関連する司法判断も踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:財務省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

238

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、西脇市、宝塚市、高砂市、南あわじ市、たつの市、神河町、新温泉町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

活動組織および市町の事務負担を低減するため、実施状況報告様式を簡素化すること。考えられる様式と該当欄は以下のとおり。

様式第1-6号 …… 「活動実施日時」欄

様式第1-7号 …… 「日付」欄、「分類」欄

様式第1-8号 …… 「収支実績」欄のうち「支出総額」欄の内訳欄

「3 多面的機能支払交付金に係る事業の成果」欄のうち「備考」欄

また、様式第1-6号の「活動参加人数」欄については、別の独立した様式に記載することとし、加算措置を希望しない場合には、提出不要とすることとしていただきたい。

具体的な支障事例

【現状】

農地や農業施設を保全するため、地域の農業者等で構成された活動組織は、多面的機能支払交付金の交付を受けて農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の共同活動を実施している。

【支障】

農地や農業施設を保全するため、地域の農業者等で構成された活動組織は、多面的機能支払交付金の交付を受けて農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の共同活動を実施しているところ、活動組織の大半は、パソコン作業の苦手な高齢の農業者が事務を担っており、毎年の活動記録や金銭出納簿、実績報告など多くの書類作成に苦慮している。

また、当交付金の制度改定が毎年行われ、それに伴って事務様式も毎年変更されるため、活動組織を指導する市町担当者の負担も大きくなっている。

なお、事務負担が大きいこと等を理由に、県内の70組織が活動期間(5年間)終了後に共同活動を継続しなかつたため、約800haの活動区域が減少し保全体制に支障が生じた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務処理を簡素化することによって、活動継続への意欲を高めることができる。市町担当者の負担を軽減することで、さらなる活動内容の質的向上や活動区域の拡大等、農業農村の保全対策に振り向けることが可能となる。

根拠法令等

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

多面的機能支払交付金実施要綱(別紙1)第5の7及び8、(別紙2)第5の8及び9
多面的機能支払交付金実施要領第1の7～9、第2の8～10、様式第1－6～1－8号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

白鷹町、茨城県、高萩市、ひたちなか市、前橋市、平塚市、新潟県、上越市、浜松市、豊田市、倉敷市、山陽小野田市、香川県、高松市、愛媛県、高知県、壱岐市、小值賀町、熊本市、宮崎県、宮崎市

- 当市でも平成 28 年度に終期を迎えた1組織が、構成員が高齢になり煩雑な事務処理を継続することが困難であるという理由から、活動を継続しなかった。今後も組織が活動を継続できるよう、様式の簡素化を求める。
- 当県では、事務負担が大きいこと等を理由に、県内の8組織が活動期間終了後に共同活動を継続しなかったため、約 160ha の活動区域が減少し、保全体制に支障が生じた。
- 当県では、平成 30 年度末に活動終期を迎えた 233 組織のうち、30 組織が次の5年間の継続を断念しているが、活動を継続できなかった理由として、28 組織が「(事務処理の負担が大きく)事務担当者がいない」ことを挙げており、既存組織の活動継続に向けて、事務負担の軽減は喫緊の課題である。各種様式については、エクセルファイルを活用した入力作業の省力化が図られているものの、依然として複雑で記入項目が多く、パソコンの苦手な活動組織の事務担当者では対応できず、市町担当者の負担が増大する状況も見られ、市町、活動組織双方から負担軽減の要望が寄せられている。このため、活動の中心は書類作成に不慣れな農家であることを念頭に、本提案に挙げられている実施状況報告の簡素化(活動記録や金銭出納簿の添付で済ませ記入項目を最小限に絞るなど)をはじめ、誰にでも分かりやすく、容易に作成できる見直すなど、一層の改善が必要である。
- 当市においても、活動報告の事務処理負担が大きいことで、活動団体と市町村担当者の負担が増加している。地元団体でも多面的支払交付金の事務処理に負担を感じて団体設立を懸念している声もある為、制度改正の必要性を感じている。
- 当県においても、本制度を活用し、農地、農業用施設を適切に保全・管理し、多面的機能の維持・発揮を促進している。しかしながら、農業従事者の高齢化や減少が進行する中、事務手続きの煩雑さから、活動の継続を断念する活動組織も発生している状況である。また、交付金の制度改定が多く、市町担当者の負担も大きくなっている。
- 毎年のように行われる制度改定により、様式の変更、加算の追加など煩雑さが増している。また要綱とは別に調査等で整理・作成を依頼する書類も増えており事務負担は組織、市町担当者にも大きくなっている。制度、事務処理ともに大幅な簡素化を求める。
- 高齢化・過疎化により構成員が少なく、事務負担が大きいこと等を理由に県内組織・23 集落が平成 30 年度をもって活動を終了した。そのことにより、令和元年度の取組面積が減少し、保全管理体制に支障が生じた。
- 実施状況報告の書類作成にあたっては、処理量が多く、その大半がパソコン作業となっているが、事務従事者は、高齢の方が多く、事務の後継者がいないもしくは会社勤めのため引き受け手がいないのが現状である。そのため、事務処理の負担感から、活動継続を躊躇する組織もある。実施状況報告書の簡素化により、事業の本来の趣旨である農業、農村の保全管理の取組みに注力することが可能となる。
- 当市においても、組織の高齢化や担い手不足、交付を受けるための事務量の増加や、度々ある制度改正に伴う様式変更の対応することが負担となり、卒業を余儀なくされた組織がある。事務を簡素化することにより、活動中の組織の継続率の向上、新規組織の推進に繋がる。
- 活動組織向けの事務様式について、活動組織の事務担当者から頻繁に様式を変更しないでほしいという意見を多くいただいている。様式が変更されると、事務を担当している高齢の農業者にとっては使い方を覚えるだけで非常に大きな労力を要し、活動の継続にも支障となっている。
- 様式の変更による組織の入力ミス、複雑な数式や関数の使用に起因する間違いが見られ、双方の事務負担が大きくなっている。高齢者でも使いやすい様式にて整理してもらいたい。
- 報告書様式変更の点について同様の事務負担が生じている。

各府省からの第1次回答

- 多面的機能支払交付金については、平成 30 年度末の第三者委員会の意見を踏まえ、令和元年度に、活動組織を継続的な体制とするため、事務負担の軽減にも資する組織の広域化に向けた支援の強化や、事務負担そのものの軽減等、必要な事業の見直しを行ったところ。
- 活動記録や金銭出納簿、実施状況報告書などについては、適切な交付金執行のために必要な事務と考えているが、一方で、事務作業についての負担感等により、今回の支障事例のように活動継続が困難となっている組織が現在もあるため、今後の事務の簡素化については、どの程度の見直しが適切かを見極める必要があると

考えている。

したがって、今回提案のあった様式第1-6号、第1-7号、第1-8号の各記載事項の簡素化については、提案団体へのアンケート調査を行い、市町村等が行う実施状況の確認や、地方農政局等が行う検査等への支障を調査の上、現在活動中の組織に対して混乱や負担がないよう配慮しつつ、対応の是非や方法を検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

必要な事業の見直しが不可欠であることに異論はない。一方で、それに伴う様式の変更等が行政側においては軽微なものであっても、大半の活動組織の事務を担っている高齢の農業者においては、変更点の確認や書類作成に苦慮している実情がある。

活動組織および市町の事務負担を低減するため、早急にアンケート調査を実施のうえ、令和2年度中に様式を簡素化していただきたい。

様式の見直しにあたっては今回提案した様式(第1-6号、第1-7号、第1-8号)に限らず、様式全体についての簡素化を検討するとともに、見直し後の様式をひな形として確立するなど、年度によって様式が異なるというような事態を避けるよう配慮いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

提案団体及び追加共同提案団体を対象としたアンケート調査を実施したところ、提案のあった様式の簡素化の是非について意見が分かれたため、市町村等が行う実施状況の確認等に支障が生じないよう、アンケート結果を精査し、引き続き検討してまいりたい。

本交付金の申請・報告様式については、令和元年度に全体を見直し、入力箇所の削減等をしたところである。

なお、時代のすう勢に対応した支援を行う必要があるため、様式について若干の記入欄の追加等の変更は生じるが、今後、大幅な変更とならないよう、配慮してまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(18)多面的機能支払交付金

多面的機能支払交付金については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、地域の農業者等が作成し地方公共団体が集計する報告書の様式の変更を必要最小限とともに、活動記録又は金銭出納簿の項目と同等と認められる情報が記載された資料があることを確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能である旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

240

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。
机上査定の手法として、Web査定の方法を構築すること。

具体的な支障事例

【現状】

災害復旧事業費を決定する災害査定は原則として実地で行うが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合に限り、被災箇所を写真や設計書等の資料で確認する机上査定を実施することができる。

激甚災害に指定された場合は災害査定の事務手続きを迅速にするため、机上査定限度額の引き上げや査定設計図書の簡素化措置などが実施される。

災害査定(実地、机上査定)は、被災自治体において行われている。

平成30年7月豪雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害では机上査定限度額が2,500万円以下(都市局所管災害は2,400万円以下)に引き上げられ、被災箇所975件中821件(84%)が机上査定の対象となった。一方、本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。

【支障】

実地査定は、災害が頻発する中、1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体の準備が負担となっている。

新型コロナウィルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言等が発令されている場合には、東京等から被災自治体への移動が制限され、災害査定の早急な実施が困難となり、災害復旧事業が遅れる恐れがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実地査定を廃止することで、災害査定に要する人員の負担軽減や査定時間の縮減を図ることができ、速やかな災害復旧対策の実施に資する。

根拠法令等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条

公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1

大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

八尾市、倉敷市、愛媛県、福岡県

○令和元年台風19号の暴風雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害における国土交通省所管災害の机上査定限度額が3,000万円以下に引き上げられ、被災箇所216件中156件(72%)が机上査定の対象となつた。激甚災害に指定されなかった場合、机上査定の実施が可能な被災箇所は28件(13%)に止まり、災害査定が長期間となり災害復旧事業の着工が遅れるおそれがあった。

○平成30年7月豪雨や、平成30年台風第21号では多くの土木施設被害が発生し、災害査定を受けるための準備に労力を要したことから、机上査定申請額の引き上げなど要件緩和をお願いしたい。

各府省からの第1次回答

【財務省】

災害査定は、主務省の災害査定官が、災害復旧事業費の決定のために査定に当たり、申請額が主務省の定める金額未満又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所について、机上にて査定を行うことができるとしている。

財務省立会官は、主務省の査定官が行う災害査定に当たり、公正かつ適正な採択等による復旧方法等を迅速に決定する立場から立会を行うこととしている。

主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、ドローンの活用等の試行的実施・検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での事務の簡素化とともに災害復旧事業が適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省と必要な調整をしていきたい。

【農林水産省】

災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査定に当たり、被害状況やその対策が多岐にわたる各災害復旧事業箇所について、簡素で画一的な机上査定で詳細な状況把握をするために必要となる査定資料の全てを網羅的に予め想定し、確実かつ効率的に作成することは著しく困難であることから、現地を確認したうえで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則としているため、現時点で全てを机上査定とすることは困難である。

一方、机上査定は、激甚災害の大規模査定方針の適用時のほか、効率的な災害査定を行うため、激甚災害に指定されない規模の災害であっても、その内容に応じ個別に協議することで、現行においても対応可能である。

また、緊急事態宣言の発令により、移動が制限されている場合にあってはメール等により行うことも可能である。

【国土交通省】

災害査定は、公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1に「査定は原則として実地にて行うものとする」となっており、「申請額が300万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において机上にて査定を行うことができる」とされています。

被災箇所は、多種多様であり、被災原因の確認や対策工法が適切に申請されているかの判断を行う際、追加の写真撮影や現地に再度確認することがあるなど手戻りが生じる場合もあり、通常の査定では、現時点で机上査定により行うことは必ずしも効率的ではありません。

一方、大規模な被害が発生し、多数の事業を実施しなければならない事態では、早期復旧のため迅速な災害査定の実施が求められます。この場合、「大規模災害における公共土木施設災害復旧事業査定方針」を適用し、迅速に災害復旧に着手できるように、図面の簡素化及び机上査定の上限額を引上げて対応しているところです。この対応により、早期に査定を完了することができますが、反面、設計変更手続き(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条)が増えている状況も見受けられます。

このことから、通常の災害時に、机上査定のみで実施することは、業務を進める上で必ずしも効率的ではなく、実地による災害査定を直ちに廃止することは困難です。

ただし、技術革新は進んでおり、査定に必要な写真等が容易に用意できれば、受検事務を減らす可能性があるため、ドローンの活用などを含め、現在試行的に実施しているところです。今後も試行を重ね、その有効性を確認しながら、効率的な査定事務のあり方について検討を進めていく予定です。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

実地査定では、現場間等の移動に時間要することから、1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体の準備が負担となっていることから、極力実地によらない査定を基本とすることを検討いただきたい。

「設計変更手続きが増えている状況も見受けられる」ことを理由に、机上査定が必ずしも効率的ではないとの見解であるが、大災害において設計変更件数はやむを得ず増加しうるものであることから、実地調査より机上査定が非効率的だという証左とは言えないと考える。(ちなみに、本県の実績として平成30年の災害では、実地査定が机上査定へ変更されたことによる設計変更手続きの発生率に大きな違いは見られなかった。(全体の発生率:12.3%、実地査定から机上査定になった工事:11.2%))

また、その他机上査定に係る懸念が示されているが、ドローン等による動画記録や三次元計測データ等、ICT技術を活用すれば実地査定と同等以上の状況把握は可能と考える。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴って緊急事態宣言が発令され、都道府県域を超える移動の自粛が求められた。緊急事態宣言が発令されている状況下で災害が発生した場合に、災害査定を被災現地で実施するためには、査定官が特定警戒都道府県からそれ以外の自治体へ移動することは、感染拡大につながる恐れがある。再び感染が拡大しつつある中、感染拡大防止対策が急務であることからも、Webによる査定方式を早急に構築することが求められる。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、「激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震災害、いつ起るか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務」として、「防災・減災、国土強靭化について、デジタル化・スマート化を図りつつ、国・地方自治体をはじめ関係者が一致団結し総力を挙げ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進すること」とされているところ、実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築について、早急な対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、公平性の担保等について懸念する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

各府省からの第2次回答

【財務省】

災害復旧事業については、民生の安定をできるだけ速やかに実現することが重要であり、通常の補助に比べて補助率を高くしたり、復旧事業の速度を速めたりするなど、特別の助成制度が講じられている。このようにかなりの額の国費が投入され、また特別の助成措置が取られている災害復旧制度の運用はとりわけ、制度の趣旨に即して、厳正、かつ、公平に、また効果的に実施されることが求められている。

こうしたことから災害査定は、主務省の災害査定官が、災害復旧事業の決定のために査定にあたり、制度の趣旨を踏まえつつ現地調査を原則としているものの、申請者側の事務負担をできる限り考慮し、事務簡素化に資するよう、申請額が主務省の定める金額未満又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所について、机上にて査定を行うことを可能としている。

財務省立会官は、主務省の査定官が行う災害査定に当たり、公正かつ適正な採択等による復旧方法等を迅速に決定する立場から立会を行うこととしている。

主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、ドローンの活用等の試行的実施・検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での申請者側に配慮した事務の簡素化とともに災害復旧事業がどの被災現場においても適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省とも必要な調整に努めていきたい。

【農林水産省】

「災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査定に当たり、被害状況やその対策が多岐にわたる各災害復旧事業箇所について、簡素で画一的な机上査定で詳細な状況把握をするために必要となる査定資料の全てを網羅的に予め想定し、確実かつ効率的に作成することは著しく困難であることから、現地を確認したうえで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則としているため、現時点で全てを机上査定とすることは困難である。一方、机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時のほか、効率的な災害査定を行うため、激甚災害に指定されない規模の災害であっても、その内容に応じ個別に協議することで、現行においても対応可能である。また、緊急事態宣言の発令により、移動が制限されている場合にあってはメール等により行うことも可能である。」と前回回答させていただいたところであるが、負担法及び暫定法の趣旨を踏まえた災害復旧制度の安定的な維持と申請者側の負担軽減の重要性に鑑みれば、農水省は基本的に災害制度を所管している他の省庁と考え方は同様であり、他省庁と連携しながら、技術革新を踏まえたドローンの活用、災害申請用

の写真撮影やデータ活用等、効率的な査定事務の在り方について検討していくとともに、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、Webやメールを活用した査定を選択できるように検討をしているところであり、申請者側の機材調達等の環境が整えば、柔軟に対応していく予定である。

【国土交通省】

災害査定は、査定方針に「査定は原則として実地にて行うものとする」となっており、「申請額が300万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、机上にて査定を行うことができる」とされています。これは、負担法が公共の福祉の確保を目的とし高率な国庫負担を行うことに鑑みれば、事業費算定の正確性の確保等とともに適正な予算計上の重要性から実地調査としている一方、申請者の事務負担軽減等の観点も考慮し、机上査定も可能としているものです。これらを踏まえこれまでも、現場の状況等により申請者から相談があれば、300万円以上であっても机上査定とする対応も行っているところです。

また、被災箇所は多種多様であり、申請時の添付写真では被災原因の確認や対策工法が適切に申請されているかの判断ができず、追加の写真撮影や現地を再度確認することがあるなど手戻りが生じることがあります。このため、机上査定で実施することが必ずしも効率的であるとは言えません。

さらに、大規模な被害が発生した場合は、「大規模査定方針」を適用し、迅速に災害復旧に着手できるように、図面の簡素化及び机上査定の上限額を引上げて対応しているところです。この対応により、早期に災害査定を完了することができています。

この他、堤防の決壊など、早急に対応が必要なときは、被災状況の記録を残した上で、工事実施後に災害査定を受けることで国庫負担の対象となり、被害の状況に応じて迅速な工事着手ができる事業となっています。

一方、ドローン等の技術革新は進んでおり、査定に必要な写真等が容易に準備できれば、受検事務を減らす可能性があるため、ドローンの活用などを含め、現在試行的に実施していますが、まだその件数は少ないことやドローンで確認できない部分の確認方法など、今後も自治体の協力を得ながら試行を重ね、実施例を増やし課題抽出や有効性を確認しつつ、適正・公平かつ効率的な査定事務のあり方について検討を進めていく予定です。

合わせて、災害申請用の写真撮影やデータ活用、その他留意点等についても検討していく予定です。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、Webやメールを活用した査定を選択できるように検討をしているところであります、申請者側の機材調達等の環境が整えば、柔軟に対応していく予定としています。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(3)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97)

(i)災害査定(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法7条及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令3条)については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当分の間、WEB会議方式等による実施が可能であることを、地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和2年9月28日付け国土交通省都市局都市安全課、港湾局海岸・防災課、水管理・国土保全局防災課事務連絡、令和2年10月6日付け農林水産省農村振興局整備部防災課、林野庁森林整備部治山課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課事務連絡)]

(ii)机上査定(公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭32建設省)12、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領(昭40農林省)10等)の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、WEB会議方式等による机上査定の実施状況や無人航空機による測量技術の進展等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:財務省及び国土交通省)